

令和7(2025)年度




令和11(2029)年度



犯罪や非行をした者は矯正施設等を経て社会に復帰することとなります。多くの者が立ち直りを決意し社会の一員として戻っていく一方で、高齢や障害、困難な生育歴等をもつにもかかわらず、適切なサポートにつながらないために、犯罪を繰り返してしまう者がいます。

宮城県では、矯正施設出所者等が社会において孤立することなく、社会を構成する一員として復帰し地域に定着できるように支援することで、再犯を防止し県民の皆様の安全・安心な社会の実現を目指すために「宮城県再犯防止推進計画」を策定しています。

第二次 宮城県再犯防止推進計画

 令和7年3月
宮城県

計画策定に当たって

近年、地域コミュニティの希薄化に伴う孤独・孤立が、深刻な社会問題となっています。人口減少や少子高齢化など、地域を取り巻く環境は絶えず変化しており、安心して暮らすために、誰もが役割を持ち、共に支え合う、地域共生社会の実現が求められています。

県では、令和2年3月に「宮城県再犯防止推進計画」を策定し、矯正施設出所者等が孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援してまいりましたが、近年の社会情勢の変化を踏まえ、誰もが取り残されることなく活躍できる社会の実現を目指すため、このたび新たに「第二次宮城県再犯防止推進計画」を策定いたしました。



罪を犯す者の中には、高齢である、障害がある、困難な生育環境等をもつにもかかわらず、その後の適切なサポートを受けられないことから、犯罪を繰り返してしまう者が少なからずいます。これまでは国やボランティア及び支援団体が中心となって再犯防止を推進する活動を展開してきましたが、保護司のなり手不足や、地域コミュニティの希薄化なども相まって、再犯防止の担い手不足が深刻化しています。

こうした現状を踏まえ、「第二次宮城県再犯防止推進計画」では「地域における包摂的な支援」を新たな重点課題のひとつとし、地方自治体が更生保護の新たな担い手となる環境の整備に取り組んでまいります。地域における支援の輪が広がるよう、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たって設置した「宮城県再犯防止推進懇話会」の委員をはじめ、御協力いただいたすべての皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

宮城県知事
村井嘉浩

目次

計画策定に当たって

| | |
|------------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1 計画の策定趣旨..... | 1 |
| 2 再犯防止を取り巻く状況..... | 2 |
| 3 計画の位置付け..... | 4 |
| 4 計画の対象者..... | 4 |
| 5 計画期間..... | 4 |
| 6 SDGs等との関わりについて..... | 5 |
| 第2章 計画の基本方針と重点課題 | 6 |
| 1 3つの基本方針..... | 6 |
| 2 6つの重点課題..... | 6 |
| 第3章 数値目標 | 7 |
| 1 再犯者数..... | 7 |
| 2 市町村の再犯防止推進計画の策定数..... | 8 |
| 第4章 施策の展開 | 10 |
| 1 地域における包摂的な支援..... | 10 |
| 2 就労の確保に関する支援..... | 14 |
| 3 住居の確保に関する支援..... | 20 |
| 4 福祉、医療の提供及び薬物依存等からの回復に関する支援..... | 22 |
| 5 犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援..... | 28 |
| 6 非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援..... | 30 |
| 第5章 計画の推進体制 | 34 |
| 1 推進体制..... | 34 |
| 2 進行管理..... | 34 |
| 参考資料編 | 36 |
| 県内の矯正施設の概要..... | 37 |
| 成人による刑事事件の流れ・非行少年に関する手続の流れ..... | 40 |
| 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日法律第104号）..... | 41 |
| 第二次再犯防止推進計画..... | 47 |
| 再犯防止関連用語集..... | 48 |
| 保護司の手記..... | 58 |

第1章 計画の概要

1 計画の策定趣旨

宮城県では令和元年度に「宮城県再犯防止推進計画（以下「第一次計画」という。）」を策定し、支援が必要な者が孤立することなく、円滑に社会復帰できるように、保護観察少年の雇用や市町村の計画策定に向けたセミナーの開催、各種啓発活動への企画・参画など様々な事業を展開してきました。

また、国や市町村、民間団体、保護司をはじめとした民間のボランティア等の関係機関による献身的な活動・協力をいただいた結果、令和5年時点における県内の再犯者数は、計画策定時から160人減少した1,357人となっており、更生保護に向けた取組が着実に実を結んでいるところです。

一方で県内の刑法犯及び特別法犯検挙者に占める再犯者の割合（以下「再犯者率」という。）は、おおむね50%前後で推移していましたが、令和4年から刑法犯の認知件数が、令和5年には再犯者数がそれぞれ増加に転じており、関係機関等と連携した取組の重要性が一層増していくと考えられます。

こうした中、国は令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定し、国、都道府県、市町村の役割を明確化（「第二次再犯防止推進計画 2.地方公共団体との連携強化等（1）国と地方公共団体の役割」参照）するとともに、相互に連携した再犯防止等の取組を推進してきました。

このことから本県でも、国・市町村・関係団体等との「橋渡し役」として、相互に緊密なネットワークを構築し、対象者の社会復帰に向けた包摂的な支援を実施することが、今後の再犯防止を推進していく上で、非常に重要であると考えています。

本県の第一次計画は令和6年度に終期を迎えますが、県内の再犯防止を取り巻く現状を踏まえた取組を継続・深化させる必要があります。また、国の示した方向性を踏まえ、様々な生きづらさを抱えた人々が取り残されることなく、地域の一員として活躍できる環境を県全体で整備するために、「第二次宮城県再犯防止推進計画（以下「第二次計画」という。）」を策定するものです。

【参考：第二次再犯防止推進計画】

Ⅲ 今後取り組んでいく施策

第6 地域による包摂を推進するための取組（推進法第5条、第8条、第24条関係）

2.地方公共団体との連携強化等

(1) 国と地方公共団体の役割

① 国の役割

各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。

加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。

② 都道府県の役割

広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

③ 市区町村の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。

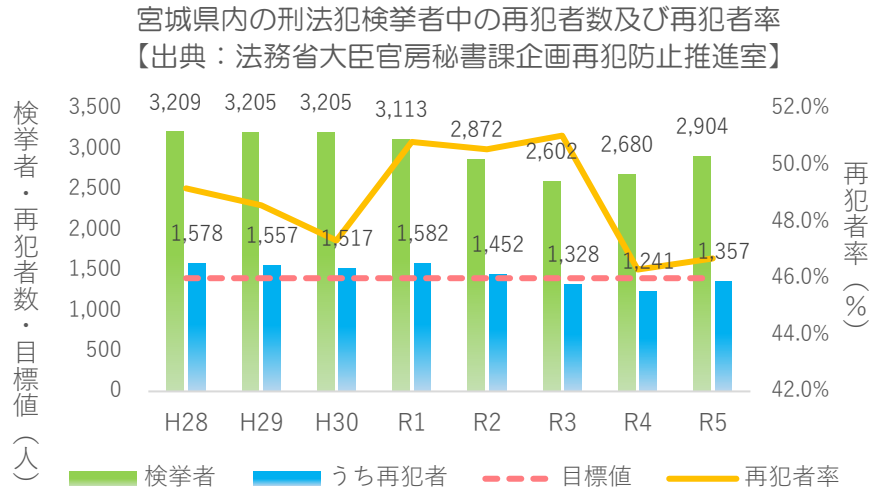
また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

2 再犯防止を取り巻く状況

(1) 宮城県内の再犯者数と再犯者率

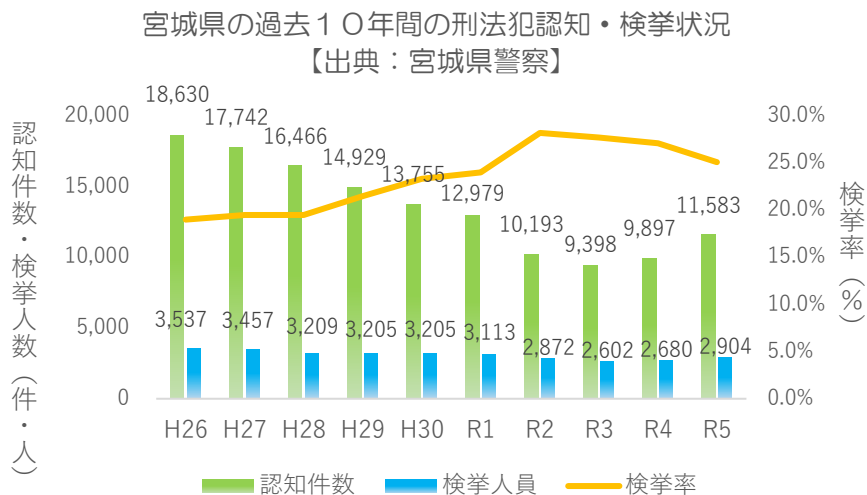
宮城県内の再犯者数は減少傾向にあり、第一次計画の数値目標「令和6年の再犯者数1,400人以下」の水準を令和3年から達成しています。年別に見ると令和3年

に1,328人、令和4年には1,241人まで減少したものの、令和5年には増加に転じ1,357人となっています。その一方で、本県の再犯者率は、第一次計画期間中を通じておおむね50%前後で推移しています。



(2) 刑法犯認知・検挙状況の推移

本県における刑法犯の認知・検挙状況は、令和3年まで減少傾向で推移してきました。しかし、令和4年から一転増加に転じており、令和5年には、前年比約17%増の11,583件となっています。この背景として、新型コロナウイルス感染症の流行下にあっても、社会経済活動が一定程度維持され人々の生活が落ち着きつつあったことや、令和5年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年10月2日法律第114号)上の5類相当に移行したこと等に伴い、人流が活発化したことなどが要因として考えられます。



3 計画の位置付け

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年12月14日法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。)第8条第1項の規定に基づき、国の再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定。第二次再犯防止推進計画は令和5年3月17日に閣議決定。)を勘案して策定することとされている「地方再犯防止推進計画」に位置付けるものです。

再犯防止推進法第4条第2項に定められた、「(法の)基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する」という地方公共団体の責務を総合的かつ計画的に果たすために策定します。

【参考：再犯防止推進法】

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 計画の対象者

本計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設(刑務所、少年院、少年鑑別所等)出所者等、非行少年又は非行少年であった者のうち、支援が必要な者とします。

5 計画期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5か年とします。

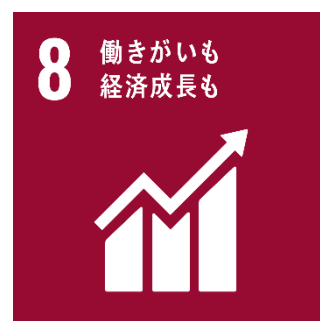
6 SDGs等との関わりについて

2015年（平成27年）に国際連合で採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）は、2030年（令和12年）を目標年度とし、「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向け、貧困の撲滅や教育の充実、働きがいと経済成長の両立、気候変動への対策、陸や海の豊かさを守るといった17のゴール、169のターゲット（ゴールごとの詳細な方向性）から構成される「世界共通の目標」です。

本県では「新・宮城の将来ビジョン」として、今後見込まれる社会の変化等を踏まえながら、将来のあるべき姿や目標を県民の皆様と共有し、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにしています。「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向けたSDGsの取組は、人口減少や地域産業・社会の衰退といった本県が直面する諸課題を解決する上で重要なポイントであり、「新・宮城の将来ビジョン」にも「包摂性」や「統合性」といった特徴や、ゴール、ターゲットの内容をビジョンの理念や施策に反映し、取組を進めています。

第二次計画においてもSDGs及び「新・宮城の将来ビジョン」の趣旨を踏まえ、更生保護の側面から、様々な生きづらさを抱えた人々を取り残すことなく、地域の一員として活躍できるように、包摂的な支援を展開していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 計画の基本方針と重点課題

1 3つの基本方針

国の再犯防止推進計画では、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点として再犯防止推進法の「基本理念」を踏まえた基本方針を設定しており、第二次再犯防止推進計画でもこの方針は踏襲されています。

本県の第一次計画でも、国の再犯防止推進計画や再犯防止を取り巻く状況等を踏まえ、3つの基本方針を定め、実情に応じた施策を実施及び検討してきました。第二次計画においても、第一次計画期間中の課題等を踏まえた施策等を展開します。

本計画に基づく支援は、対象者の意思を尊重し、その同意に基づいて行われるものであり、対象者が立ち直りの主体として、罪を犯すことなく円滑に地域の一員として社会復帰できるよう、実施するものとします。

3つの基本方針

- (1) 地域の状況や社会情勢等に応じ、効果的な支援を実施していきます。
- (2) 再犯の防止等に関する取組への県民の理解と関心を醸成していきます。
- (3) 国及び市町村、民間団体等と緊密に連携して取り組んでいきます。

2 6つの重点課題

第二次計画では、3つの基本方針を具体化するために、6つの重点課題を定めます。重点課題は第一次計画の内容を踏襲しつつ、「国及び市町村、民間団体等との連携による支援」を「地域における包摂的な支援」に改めるとともに、第一次計画では「福祉サービスの提供による支援」と「薬物依存を有する者への支援」としていた重点課題について、薬物依存を有する者には福祉、医療的な支援も求められることから、「福祉、医療の提供及び薬物依存等からの回復に関する支援」として統合しました。これらの重点課題を中心として、国、市町村、関係団体等とのつながりを強化し、計画の対象者が地域の一員として社会復帰できる環境の整備に努めます。

6つの重点課題

- (1) 地域における包摂的な支援 **【新規】**
- (2) 就労の確保に関する支援
- (3) 住居の確保に関する支援
- (4) 福祉、医療の提供及び薬物依存等からの回復に関する支援 **【統合】**
- (5) 犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援
- (6) 非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援

第3章 数値目標

本計画の推進に当たり以下の2項目を数値目標として設定します。

1 再犯者数

第一次計画に引き続き第二次計画でも、再犯者数を計画の数値目標として設定します。

第一次計画では令和6年時点の再犯者数を1,400人以下にすることを目標としてきました。関係機関等の積極的な支援や取組、協力のもと、令和3年～5年時点で目標水準を達成することができています。一方で第一次計画期間中は新型コロナウイルス感染症の感染拡大期間に当たり、人の流れが抑制されたことも再犯者数の減少に寄与したと考えられ、令和5年には本県を含む42都道府県で再犯者数が増加に転じています。このことから、第二次計画では、これまでの減少傾向を維持することを目標として、下記の数値目標を設定します。

本県の目標

1,357人（令和5年） → 1,200人以下（令和11年）

【検挙人数、再犯者数等の年別推移】

（単位：人）

| | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 検挙人数 | 3,113 | 2,872 | 2,602 | 2,680 | 2,904 |
| 再犯者数 | 1,582 | 1,452 | 1,328 | 1,241 | 1,357 |
| 再犯者率 | 50.8% | 50.6% | 51.0% | 46.3% | 46.7% |
| 再犯者数の対前年増減 | +65 | △130 | △124 | △87 | +116 |

【出典】法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

※過去5年間の平均減少数32人を、第二次計画の期間中（5年間）も維持するものとして設定しています。

※再入率は、初入者の数の増減により変動するため、指標として設定しません。

※計画策定時点で確定している令和5年の再犯者数を基準に、令和6年以降も同水準で推移するものとして再犯者数の目標を設定しています。

2 市町村の再犯防止推進計画の策定数

本県では「地域における包摂的な支援」を重点課題として、市町村の再犯防止推進計画の策定支援を通じて県・市町村が一丸となって再犯を防止する体制の整備を目指すことから、市町村の再犯防止推進計画の策定数を目標として設定します。

再犯に至る者の多くは住居や就労などの面で福祉的な支援も必要としています。しかし、福祉の対象者は障害者や高齢者等であって、罪を犯した者は通常の福祉の範ちゅうとは異なるものとして捉えられる傾向にあります。このことから本県では、市町村の再犯防止推進計画の策定支援を通じて、基礎自治体が分け隔てなく必要なサービスを提供し、対象者が地域の中で受け入れられる体制を整備する必要があると考えています。

令和6年4月1日時点における県内市町村の計画策定状況は、35市町村のうち15市町で策定済みとなっています。法務省の「地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和5年3月改定版）」では、「政策的に関連の深い他の計画等（例えば、（注）地域福祉計画や、防犯に関する計画等が考えられます。）と一体のものとして策定することも可能。」と記載されており、多くの市町では地域福祉計画に包含する形で再犯防止推進計画を策定しています。各市町村が地域の実情に応じて、地域共生社会の実現（包括的な支援体制の整備）や孤独・孤立支援といった観点で計画を策定することも、再犯防止推進にポイントを絞った単独の計画作りを進めることも可能ですが、いずれの場合であっても、市町村と国・県・民間団体といった関係機関が連携し、継続的に対象者に関わり支援につなげることが再犯防止の推進に当たり必要不可欠です。今後、地域福祉計画を策定、改訂する市町村をはじめ、地域の実状に応じて地域福祉計画とは別個の独自計画として策定する市町村を支援するとともに、市町村の再犯防止に対する理解の促進に努め、地域住民にも浸透が図られるよう事業推進を後押しすることで、地域における再犯防止の基盤整備に努めます。

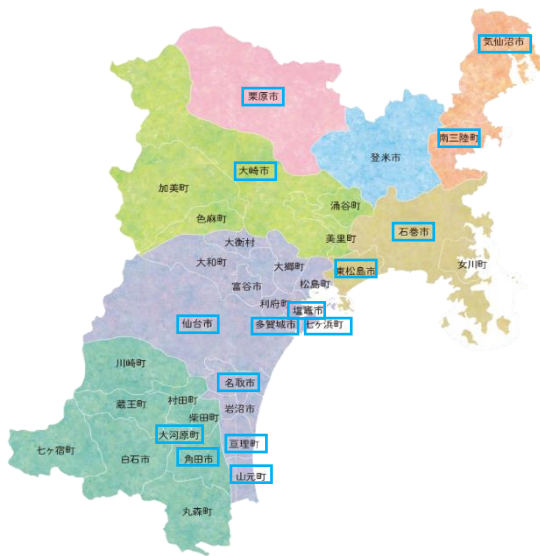
本県の目標

15市町（令和6年4月1日） → 30市町村（令和11年度末）

※令和6年4月時点の地域福祉計画策定数29市町を基準に目標を設定しています。

（注）地域福祉計画：社会福祉法に規定された事項であり市町村地域福祉計画と都道府県地域福祉支援計画から成る。地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

【出典】厚生労働省ホームページ



市町の計画策定状況（15市町）

（令和6年4月1日時点）

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、
名取市、角田市、多賀城市、栗原市、
東松島市、大崎市、大河原町、亶理町、
山元町、七ヶ浜町、南三陸町



宮城県の地域福祉計画 —宮城県地域福祉支援計画—

人口減少や少子高齢化の進行など、地域を取り巻く環境の変化等により、孤独・孤立など地域住民が抱える問題は多様化・複雑化しています。さまざまな課題を抱えた人々が共に助け合い、支え合うことで、地域のつながりを深め誰もが安心して生活できる「地域共生社会」の実現が求められています。

宮城県では、誰もが役割を持ち、共に支え合う「地域共生社会」の実現に向けて、市町村における地域福祉の取組を支援するとともに、多様な主体が協働して地域福祉活動に取り組むことができるよう「宮城県地域福祉支援計画」を策定しています。



宮城県地域福祉支援計画（第4期）
令和3年度から令和7年度まで

第4章 施策の展開

6つの重点課題【再掲】

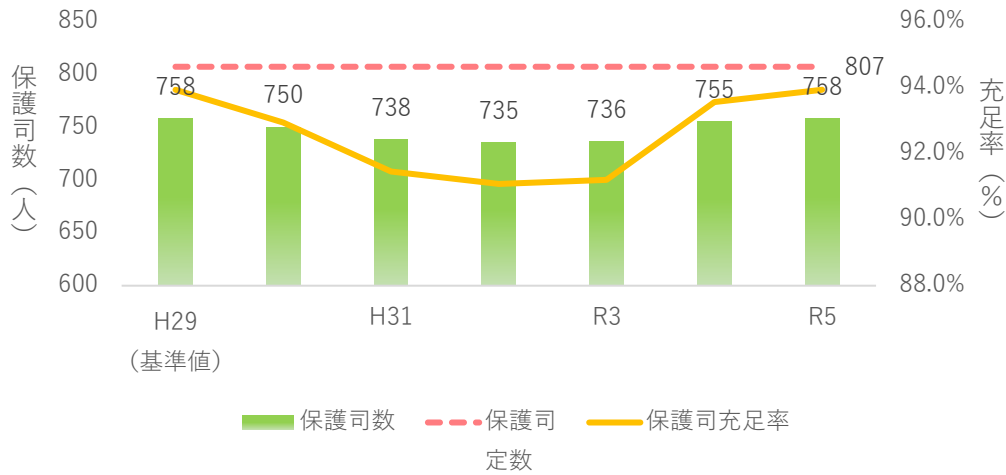
- (1) 地域における包摂的な支援【新規】
- (2) 就労の確保に関する支援
- (3) 住居の確保に関する支援
- (4) 福祉、医療の提供及び薬物依存等からの回復に関する支援【統合】
- (5) 犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援
- (6) 非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援

1 地域における包摂的な支援

現状と課題

- ◆第一次計画では、様々な生きづらさを抱える者等が孤立することなく社会復帰できるように、国や市町村、関係団体等と緊密に連携・協力してきました。
- ◆具体的には、宮城県再犯防止推進ネットワーク会議等を起点とした関係団体との課題の共有・解決策の検討をはじめ、市町村支援として地方再犯防止推進計画の策定に向けたオンラインセミナーの開催等、市町村の再犯防止担当者の意識の醸成に努めました。
- ◆また、再犯防止の推進を図る上で、更生保護活動は保護司や更生保護女性会、BBS 会などの多くのボランティアが地域の中で活動することで成り立っています。その一方で担い手不足も深刻化しており、特に保護司は高齢化等により制度そのものの維持が困難になっているのが現状です。保護司のあり方、保護司と保護観察対象者との関わり方など、更生保護活動は個人の努力だけではなく、コミュニティ全体、さらには地域全体での対応が求められています。
- ◆こうした中であって、国の第二次再犯防止推進計画では、「地方公共団体との連携強化等のための取組」が「地域による包摂の推進」に改められ、国、都道府県、市町村の役割が明確化されました。この中で、都道府県には、「市区町村に対する必要な支援や域内ネットワークの構築」や「単独実施が困難な支援の実施」等が、市区町村には、「対象者が適切に行政サービスにアクセスしながら地域の一員として安定して生活できる体制の整備」等が求められています。

宮城県の保護司数及び保護司充足率
【出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室】



施策の方向性

◇更生保護活動の現状や国の「地域による包摂の推進」に示された役割を踏まえ、市町村による対象者の受け入れ体制の整備を支援するとともに、保護司をはじめとしたボランティアなど、様々な主体が更生保護活動の一員として再犯防止推進活動に参画し、連携できるよう努めます。

◇第二次計画では「国及び市町村、民間団体等との連携による支援」を「地域における包摂的な支援」に改め、県が国及び市町村、関係団体等の「橋渡し役」としての役割を果たします。

◇また、再犯防止推進を実効性のある取組とするためには、市町村への支援や理解・促進を図るだけでなく、各種運動への参画や啓発活動の展開を通じ、様々な生きづらさを抱えた人々がいることを広く県民に理解し、関心をもってもらうことが必要不可欠となります。そうした人々を地域の一員として受け入れることが再犯の防止につながることを、積極的に発信します。

具体的な取組

| 事業・取組名 | 事業・取組内容 |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 市町村再犯防止推進計画策定のための支援 【社会福祉課】(NEW) | 県内市町村に向けて、地方再犯防止推進計画の策定を働きかけるとともに、策定のための勉強会やセミナー、情報提供等を行います。 |

| 事業・取組名 | 事業・取組内容 |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 矯正施設見学等を通じた市町村再犯防止推進担当者の理解促進 【社会福祉課】(NEW) | 県内市町村の再犯防止推進担当者等に向けた矯正施設等の見学会を企画・開催し、再犯防止や更生保護に対する理解や意識の醸成に努めます。 |
| 宮城県再犯防止推進ネットワーク会議による関係団体との連携 【社会福祉課】 | 刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等を構成員とする宮城県再犯防止推進ネットワーク会議を開催します。 会議では再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行うとともに、第二次計画の進行管理等を行います。 |
| 矯正展開催やホームページ等を通じた再犯防止推進活動の啓発 【社会福祉課】 | 矯正展を庁内等で開催し、県民が再犯防止の取組に直接触れる機会を設けるとともに、県のホームページをはじめとするデジタル媒体、県政だより等を活用した広報活動を展開し、再犯防止に向けた本県の取組のほか、関係団体や NPO 法人の取組等を紹介するなど、広く啓発に努めます。 |
| 社会を明るくする運動等 【社会福祉課】 | 社会を明るくする運動は、犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとするための運動です。毎年7月の「再犯防止啓発月間」での活動等を通じて、再犯防止の取組への県民の普及啓発及び機運の醸成を図るとともに、担い手不足が課題となっている保護司の活動についても積極的な啓発を図っていきます。 |
| 少年警察ボランティアとの連携 【県警本部少年課】 | 大学生による少年健全育成ボランティア「ポラリス宮城」、児童生徒健全育成ボランティア「アルカス」等の団体や、少年補導員と連携した立ち直り支援活動や非行防止に向けた啓発活動を展開します。 |
| 広報啓発活動の推進 【県警本部生活安全企画課】 | 再犯の防止等のための取組を一層推進するため、各種媒体、関係機関団体等と連携したキャンペーン等を通じて県民の再犯防止に関する機運醸成を図る啓発活動を実施します。 |

| 事業・取組名 | 事業・取組内容 |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 薬物乱用防止に関する広報・啓発活動の推進 【県警本部組織犯罪対策第二課】 | 学校・一般企業・団体等に対する薬物の乱用・再乱用防止活動を推進します。 |
| 薬物乱用防止啓発事業 【薬務課】 | 宮城県薬物乱用防止指導員を中心とした啓発キャンペーンを仙台市及び管轄保健所ごとに開催します。また、青少年に対して薬物に関する正しい知識の普及啓発を図るため薬物乱用防止教室講師の資質向上及びそのための研修会等を開催します。 |

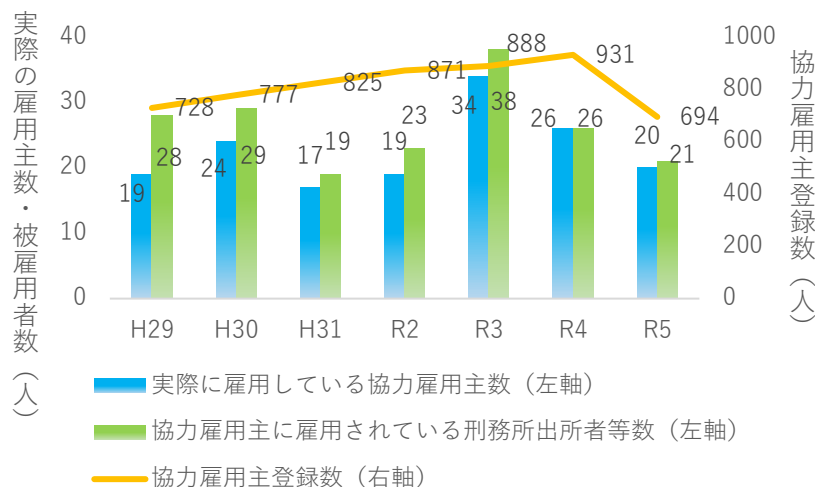
| 関係機関の取組状況 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>再犯防止推進ネットワーク【仙台保護観察所】(NEW)</p> <p>令和3年度から、仙台市、仙台矯正管区、仙台保護観察所が事務局となって開始した事業。再犯防止推進のため、仙台市内支援者間の相互理解に基づく円滑なつなぎ支援の実現を目指して、年間3回、市内関係機関・団体による「再犯防止推進ネットワーク会議」を開催しています。また、同会議主催で、年間1回、主に支援者を対象とした「再犯防止推進セミナー」を開催しています。</p> <p>ボランティアによる更生保護活動【仙台保護観察所】</p> <p>保護観察や犯罪予防等の更生保護諸活動は、国の機関のみならず、更生保護ボランティアと呼ばれる様々な方々が、それぞれの特性を活かし積極的に参加されています。非常勤の国家公務員として、保護観察官と連携している保護司の他、更生保護女性会は地域のお母さんとして、BBS 会は少年のお兄さんお姉さんとしての立場で、それぞれ活動しています。</p> <p>保護司による更生保護活動【仙台保護観察所】(NEW)</p> <p>保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアです。民間人としての柔軟性と地域事情に通じている特性を生かし、保護観察所に配置された国家公務員である保護観察官と協働して、保護観察を受けている人への指導や助言、刑事施設や少年院に入っている人が円滑に社会復帰できるよう帰住先の調査や相談を行っています。また、犯罪を予防するための地域活動にも取り組んでいます。地域に根差した活動を展開する保護司にとって、自治体等からの協力は不可欠になっており、近年の保護司の担い手不足を解消するため、保護司適任者の確保に向けた協力について、関係機関への理解促進を図ります。</p> |

2 就労の確保に関する支援

現状と課題

- ◆本県では、保護観察対象少年の雇用をはじめ、協力雇用主に対する入札参加資格の優遇措置や各種の就労支援事業の実施を通じて、計画対象者が安定した就労に就くことができる環境づくりに取り組んでいます。
- ◆国の統計によれば、受刑のため刑事施設に2度以上入所した者である再入者のうち、犯行時無職だった者の割合は、令和4年は男性が約7割、女性が約9割となっており、不安定な就労が再犯のリスクを高める要因の一つになっていると考えられます。【出典：令和5年版犯罪白書－非行少年と生育環境－】
- ◆犯罪をした者等の就労については、事業者が、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない者を、その実情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する「協力雇用主制度」があります。同制度の県内の登録事業者数は、令和5年現在で694社となっており、多くの事業者から協力を得ています。【出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室】
- ◆ただし、協力雇用主として登録している事業者は、特定の業種に集中する傾向にあることから、事業主が希望する人材と対象者の希望のミスマッチにより、内定に至らないこともあります。また就労したとしても、接遇やコミュニケーション能力など、働く上で求められるスキルが不足している等の理由により短期離職や再び犯罪に手を染めてしまうケースもあります。

宮城県の協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数
【出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室】



施策の方向性

- ◇ビジネススキルの習得や就労体験等の提供により、就労に向けた「事前準備」を実施し、対象者が社会の一員として参加・復帰する上で必要なスキルを補う支援を展開します。就労を支援する施設を県内に設置し、専門の相談員のもと就労相談に応じることで、対象者が就労にアクセスしやすい環境を整備します。
- ◇また、本県においても保護観察少年の雇用に努め、実際の就業経験を通じて社会性や規範意識の醸成を促し、対象者の社会復帰を支援してまいります。協力雇用主の登録については、様々な業態にも参画してもらえよう、各関係機関と引き続き連携しながら広報・周知に努めます。

具体的な取組

| 事業・取組名 | 事業・取組内容 |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保護観察対象少年に対する職業定着支援 【社会福祉課】 | 保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用し、かつ、その間において職の定着に必要なスキルの習得を促すことにより、今後の就職や、新たな職場への定着を支援します。 |
| 就労準備支援事業（生活困窮者自立支援制度） 【社会福祉課】 | 直ちに一時就労が困難な者に対し、生活習慣形成のための指導・訓練（日常生活自立）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会生活自立）、事業所での就労体験の場の提供や一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援（就労自立）の3段階により、一般就労に従事するための基礎能力の形成を支援します。 |
| みやぎジョブカフェ運営事業 【雇用対策課】 | みやぎジョブカフェを設置・運営し、国の委託事業及び新卒応援ハローワーク等と連携しながらワンストップで就職支援を実施します。 |
| みやぎの若者の職業的自立支援対策事業 【雇用対策課】 | 若年無業者を対象とした就職支援施設として国が県内3か所に設置している「地域若者サポートステーション」における支援の一部として、臨床心理士等による心理カウンセリング及びジョブトレーニング等による就労体験を実施し、職業的自立支援を行います。 |

| 事業・取組名 | 事業・取組内容 |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 協力雇用主に対する入札参加資格の優遇措置 【契約課】 | 宮城県の建設工事入札参加資格登録に際して、犯罪や非行歴がある者を雇用している企業においては、参加資格等級の格付けにおいて加点がされます。 |
| みやぎ地域活性化雇用創造プロジェクト 【雇用対策課】(NEW) | 雇用支援拠点を県内4か所に設置し、トータルかつきめ細かな求職者に対する支援や企業の採用力向上の支援を実施するとともに、求職者と企業とのマッチングを支援し、県内企業の人材確保を図ります。 |
| 子育てと仕事の両立のための多様な働き方支援事業 【雇用対策課】(NEW) | 出産・子育て・介護等をきっかけに離職した女性の再就職を支援する「みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター」を運営します。 |

関係機関の取組状況

出所後の仕事の確保のための就労支援と職業訓練【宮城刑務所】

無職者の再犯率が有職者よりも高いというデータに基づき、国の再犯防止政策では、犯罪のあった者について、仕事に就いて社会復帰してもらうことを主要な施策の一つと捉えています。これを受け、法務省は平成18年から、厚生労働省とも連携して矯正施設出所者の就労を促す取組を行っています。

その一環として、宮城刑務所は「就労支援強化矯正施設」の指定を受け、ハローワーク職員が駐在し、キャリアコンサルタント資格のある専門官及び非常勤職員が配置され就労に関するカウンセリングやガイダンス、求人情報の提供、受刑者が応募を希望した企業の採用面接のための連絡・調整など、宮城県就労支援事業者機構等とも連携しながら、就労のための支援を実施しています。こうした取組によって、施設在所中からの企業採用内定や、出所後のハローワークの利用等による就職を目指しています。

また、宮城刑務所では、出所者が建設関係の企業で働くことが多いという事情を踏まえて、「建設機械科(小型建設機械課程)」の職業訓練を実施し、建設業に必要な資格や技能の取得を促しています。

職業指導及び就労支援【青葉女子学園】(NEW)

在院者の職業能力を高めるとともに、円滑な社会復帰を目的として、職業生活設計指導、職業能力開発指導、資格取得講座などの指導を行っています。また、公共職業安定所と連携した求人情報の提供、キャリアカウンセリング、外部での職業体験など、出院後の速やかな就労や就労定着に向けた取組も行っています。

関係機関の取組状況

就労支援【東北少年院】

在院者に対して専門的な職業指導（電気工事、自動車整備、溶接、給排水設備など）を行い、高度で実践的な知識、技能を付与し、多くの資格を取得させています。これを出院後の生活に生かすため、特に就労支援に力を入れており、在院中に採用内定を得られるよう努めています。この取組は、ハローワークの担当者、保護観察所、民間企業の方々等の御協力をいただきながら、推進しています。採用内定をいただいた場合は、更に在院中に職場見学や職場体験などを行うこともあり、出院後の就労定着に向けた動機付けや不安の払しょくなどに資する取組を行っています。

矯正就労支援情報センター（コレワーク）の就労支援

【仙台矯正管区 矯正就労支援情報センター室（コレワーク東北）】

コレワークとは、刑事施設や少年院といった矯正施設に収容されている者たちの施設収容中の就職内定を促進するために設置された法務省の機関であり、コレワーク東北は、令和2年7月に運用を開始し、5年目を迎えたところです。

コレワークでは事業主に対し、主に「雇用情報提供サービス」、「採用手続支援サービス」、「就労支援相談窓口サービス」の3つのサービスを提供しています。これらのサービスの提供により、出所（出院）した人が、出所（出院）と同時に働き始められるよう、在所（在院）中の内定を目指しています。

①雇用情報提供サービスでは、出所後の就労が決まっていない受刑者等の資格、帰住地、出所予定時期等の情報をコレワークで一括管理し、受刑者等の雇用を希望する事業主に対し、その雇用ニーズに適合する者を収容している施設の情報を提供することで、受刑者等と事業主のマッチングを行っています。

②採用手続支援サービスでは、事業主への採用に関する事務手続、面接や書類選考等のサポートなどを幅広く支援するとともに、対象となる者との面接日時、書類選考等の調整を行っています。

③就労支援相談窓口サービスでは、事業主からの問い合わせに応じ、各種支援制度について案内するほか、矯正施設の現状や各種取組を御理解いただくため、施設見学会、職業訓練見学会、矯正展などの案内をしています。

再犯により刑事施設に収容されている受刑者の約7割は犯行時に無職であり、また、仕事に就いていない者は、仕事に就いている者と比較して再犯率が約3倍高いことが明らかになるなど、再犯に至る過程における「仕事」の有無が再犯防止に大きな影響を与えている現状にあります。

コレワーク東北では、引き続き宮城県をはじめ関係機関の方々との連携を綿密に図り、就労支援による再犯防止推進に努めてまいります。

関係機関の取組状況**協力雇用主・支援対象者に対する助成事業【宮城県就労支援事業者機構】**

宮城県就労支援事業者機構の独自事業として、協力雇用主に対しては雇用協力事業者が犯罪をした者等を雇用した場合におけるその給与支払いの助成を行っているほか、協力雇用主に損害が生じ身元保証システムの適用が困難な場合には、機構の予算の範囲内で見舞金を支給しています。また、県内13地区に協力雇用主会が組織されているため、研修を行うほか、助成金を支給し活動費を支援しています。

就労支援対象者に対しては、就職活動支援業務及び職場定着支援業務のなかで、就職活動が成功し採用が内定したときに準備資金が不足し、あるいは資金がない対象者には就職準備支援金、職場定着支援金を支給しています。また、建設関係技能講習等への支援、具体的には更生保護施設宮城東華会の在所者、その他の保護観察対象者に対する技能講習、安全衛生教育、特別教育の参加を企画、及び取得費用を支援し、新たな職種への挑戦と就労の安定を図るためその資格取得を促しています。

無料職業紹介事業【宮城県就労支援事業者機構】(NEW)

宮城県就労支援事業者機構の独自事業として、令和5年3月から無料職業紹介事業を開始しました。活動区域は宮城県、取扱職種は雇用可能性のある職種とし、求人者は仙台保護観察所に協力雇用主として登録されている者、求職者については刑務所出所者等のうち、更生保護就労支援対象者として仙台保護観察所の長が選定した者としています。

緊急時の対応、法定期間残期間僅少等の対応など、再犯を防止し社会復帰を促す機会となるよう取組を推進しています。

更生保護就労支援事業【仙台保護観察所】

法務省が就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間団体に委託し行う事業で、受託者は、更生保護就労支援事業所を設置し、当該事業所に配置された専門的な知識及び経験を有する就労支援員が刑務所出所者等の就労支援を行っています。宮城県内では、現在、特定非営利活動法人宮城県就労支援事業者機構が受託し、同機構が運営する宮城県更生保護就労支援事業所が事業を実施しています。

具体的な業務内容は、就労支援の対象となる刑務所出所者等に対するマンツーマンでの仕事探しのサポート、事業主に対する支援対象者への業務上の指導方法等に関する助言及び協力雇用主となる事業者の開拓と協力雇用主に対する研修の実施等です。

宮城県内では、この更生保護就労支援事業で就労した刑務所出所者等の定着支援を行っており、刑務所出所者等を雇用していただける民間事業者の開拓、刑務所出所者等に対する就労支援及び就労した後の職場定着支援に加え、サテライトサポートセンター就労支援員による支援活動という一連の支援を、仙台保護観察所と宮城県更生保護就労支援事業所が相互の役割分担のもと連携して行っています。

関係機関の取組状況

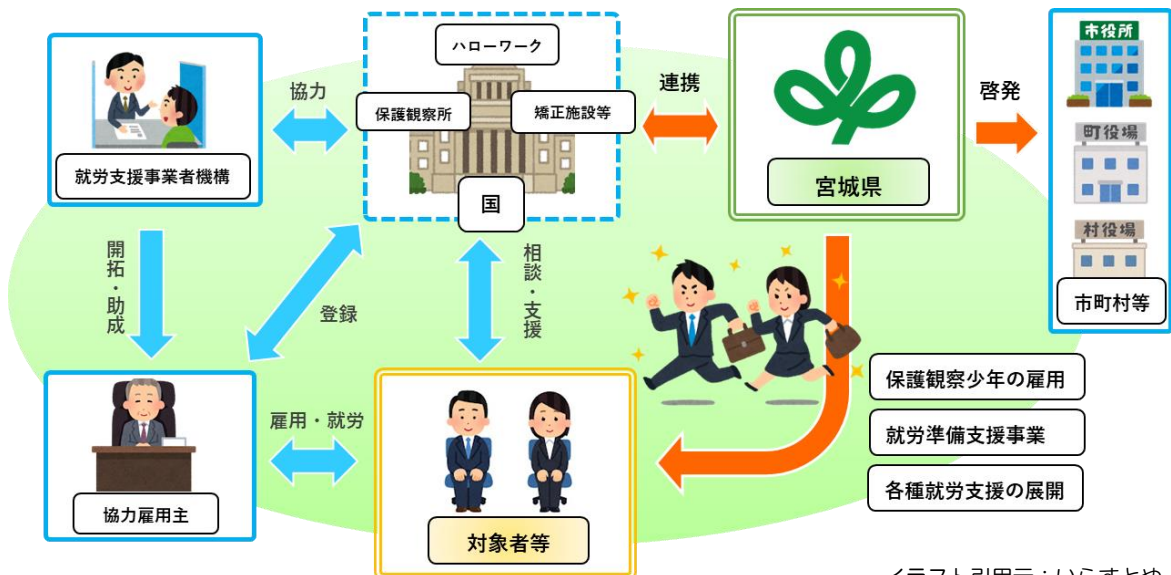
刑務所出所者等総合的就労支援【仙台保護観察所】

法務省と厚生労働省では、刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に行うため、平成18年度から、公共職業安定所において職業相談・職業紹介を行うほか、保護観察所では、就労支援セミナー、事業所見学、職場体験講習、トライアル雇用制度（試行的な雇用期間を設けることで、事業主の不安を軽減し、常時雇用への移行促進を図る制度。実施した事業主には試行雇用奨励金が支給されます。）及び身元保証制度（身元保証人を確保できない刑務所出所者等について身元保証を行う団体が1年間身元を保証し、被保証人による業務上の損害等に対し事業主に見舞金を支給する制度）などの就労支援メニューを活用した支援を行っています。

その他の就労支援【仙台保護観察所】

平成27年度から、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言を行った協力雇用主に奨励金を支給する「刑務所出所者等就労奨励金制度」を実施しています。

就労の確保に関する支援（イメージ）



イラスト引用元：いらすとや

3 住居の確保に関する支援

現状と課題

- ◆本県では地域生活定着支援センターのコーディネート業務として受け入れ施設のあっせん等を行っているほか、関係団体と連携し住宅の確保に必要な受け皿の整備などを行ってきました。
- ◆しかしながら、本県における刑務所出所時に帰住先がない者の割合は、令和5年時点では20.3%となっており、刑務所出所人員74人中15人の帰住先が見つからない状況です。これは全国平均の16.0%を上回っています。【出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室】
- ◆国の統計によれば、適切な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっているとのデータもあるように、生活基盤として適切な住居を確保することが再犯防止には必要不可欠です。
- ◆更生保護施設に入所した刑務所出所者等は、退所後に住居を借りようとしても身寄りがなく、身元保証人もいないため、家賃滞納歴により家賃保証会社等を活用できないなど、住居の確保に大きな制約があります。

施策の方向性

- ◇帰住先の確保に向け矯正施設入所中から支援を行うことで、出所後も円滑に帰住先を確保できるように努めるとともに、各種のセーフティネットを複合的に組み合わせ、自立を促しながら賃貸住宅への入居の円滑化を図ります。
- ◇また、機会を捉え、不動産賃貸業者の方々に対して、県の再犯防止推進に関する取組や対象者の住居確保への協力について、広報・周知を図ります。

具体的な取組

| 事業・取組名 | 事業・取組内容 |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>地域生活定着支援センター事業 【社会福祉課】</p> | <p>高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者及び出所者に対し、宮城県が設置する「宮城県地域生活定着支援センター」が、受入施設等のあっせんや、矯正施設出所者を受け入れた施設への助言、福祉サービス等の利用相談に応じた助言や必要な支援等を実施していきます。</p> |
| <p>住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度） 【社会福祉課】</p> | <p>離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、生活保護に至らないためのセーフティネットとするとともに、対象者の安定した住居の確保と就労自立を図ります。</p> |
| <p>一時生活支援事業（生活困窮者自立支援制度） 【社会福祉課】</p> | <p>住居のない生活困窮者であり所得が一定水準以下の者に対して、原則3か月間（最大で6か月間）に限り宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施することにより、対象者が仕事及び居住先を確保するための資金を貯蓄することを支援し、自立を促します。</p> |
| <p>住宅セーフティネット構築推進事業【住宅課】</p> | <p>平成29年10月に開始した新たな住宅セーフティネット制度の効果的な運用に向け、みやぎ住まいづくり協議会を通じ、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居の円滑化を図ります。</p> <p>※ みやぎ住まいづくり協議会…みやぎの豊かな住生活の実現に寄与するため、宮城県住生活基本計画における住宅施策や取組を、総合的かつ効果的に推進するため、産・学・官が連携・協働する体制のことです。</p> <p>※ 住宅確保要配慮者…低額所得者、高齢者、障害者等の住宅の確保に配慮を要する者で、保護観察対象者や更生緊急保護を受けている者等が含まれます。</p> |

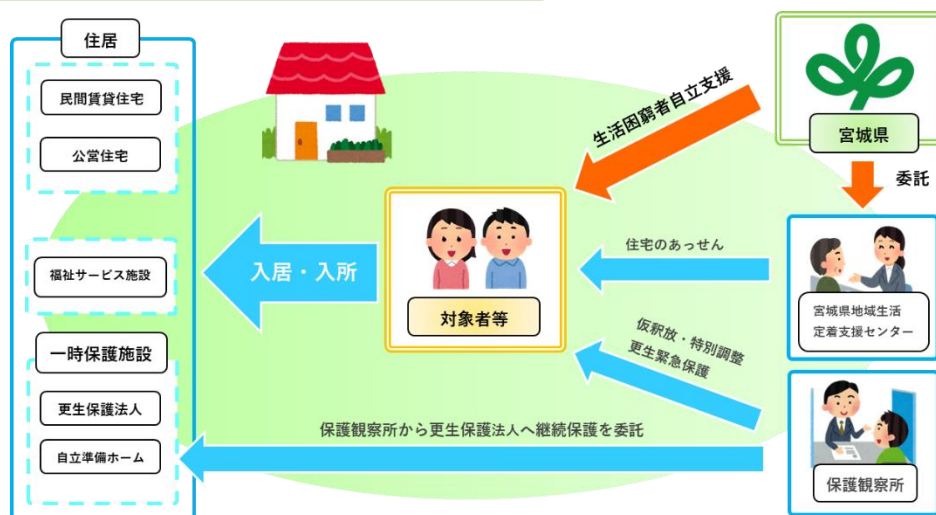
関係機関の取組状況

円滑な社会復帰への支援（宿泊場所の提供等）【更生保護法人宮城東華会】

更生保護施設とは、矯正施設から釈放された人や保護観察中の人等で、身寄りがなかったり、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立することが困難な人たちに対して、保護観察所の委託を受けて、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。生活・就労・金銭管理指導を行い、自立を援助することで、その再犯・再非行の防止に資することを目的としています。

また、宮城東華会を退所した者に対して、本人の同意を得て社会生活が円滑に推移するように退所後の住居について特に高齢、障害者については、理解のある不動産会社や居住支援法人の協力を得て住居の確保に努め、定期的な訪問支援を行っています。

住居の確保に関する支援（イメージ）



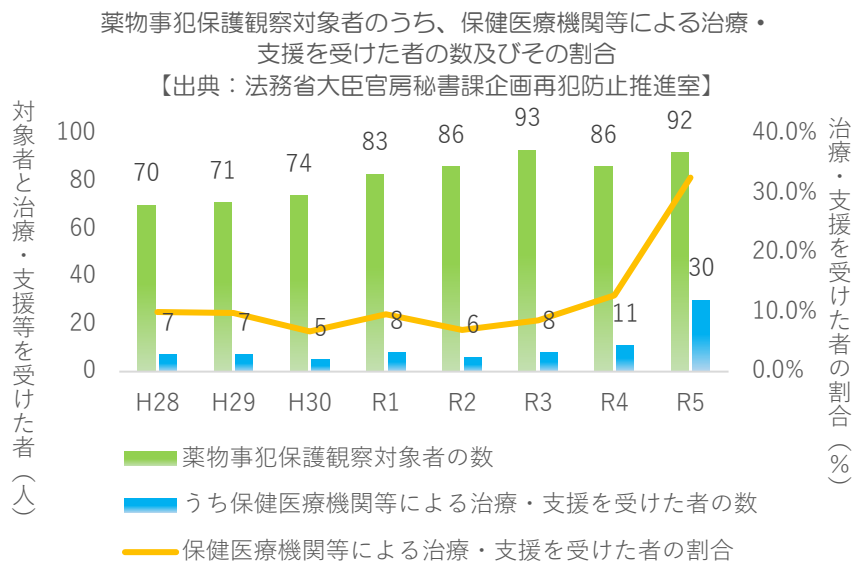
イラスト引用元：いらすとや

4 福祉、医療の提供及び薬物依存等からの回復に関する支援

現状と課題

- ◆本県では、福祉的な支援として地域生活定着支援センターを設置し、障害・高齢により福祉的なサービスが必要な対象者について支援に取り組んできました。また、薬物依存問題については、相談窓口の設置、依存症からの回復支援、各種の啓発活動など社会復帰に向けた施策を実施しています。

- ◆令和4年において宮城県で刑事施設等に入所した再入者は109人、そのうち65歳以上の高齢者は21人、約19%、精神障害があった者は21人、約19%となっています。特に65歳以上の高齢者の割合は全国平均の約17%を上回っており、福祉的な支援が引き続き求められています。【出典：矯正統計】
- ◆令和4年において宮城県で覚醒剤・麻薬等・大麻の各取締法違反で検挙された者は112人、うち再犯者は85人となっており再犯者の割合が非常に高い状況にあります。また薬物初犯者の中には、「自身で何とかできる」との考えから、再犯防止に向けたプログラム等の活用を避けるなど、薬物依存を安易に捉えている場合もあります。【出典：犯罪統計】
- ◆薬物依存とは直接結びつかない生活上の問題等が依存に結びついていることも多々あります。薬物依存からの脱却には本人やその親族等からの相談、支援も必要となるため、広く相談を受け付ける体制を整備する必要があります。



※令和5年度については「薬物事犯保護観察対象者の数」に罪名が「大麻取締法違反」の者を含む。

施策の方向性

- ◇福祉サービスを必要とする矯正施設等の出所予定者が、退所後、スムーズにサービスを受けられるよう支援します。あわせて、地域の中で身近な相談ができる環境の整備に努めます。
- ◇薬物依存等の回復に向けた支援に本人や親族等がアクセスできる環境を整備し、対象者を取りこぼさない施策の実施に努めます。また薬物乱用防止の啓発を展開し、社会全体の機運の醸成に努めます。

◇薬物依存に加えて、アルコールやギャンブル依存に関する相談窓口を設置・運営し、生活上の問題に対して「やめたくても、やめられない」状態からの回復を支援します。

具体的な取組

| 事業・取組名 | 事業・取組内容 |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 民生委員 【社会福祉課】(NEW) | 住民からの生活や福祉に関する相談対応などの民生委員活動を機能的・効果的に推進するため、研修等の機会を捉えて再犯防止推進に関する理解促進を図るとともに、民生委員協議会活動費等を支援します。 |
| アルコール健康障害相談拠点の設置 【精神保健推進室】(NEW) | 保健所及び精神保健福祉センターをアルコール健康障害の相談拠点として位置づけ、本人及びその家族の相談窓口としての対応及びアルコール依存症支援団体との連携を図り、地域における依存症の支援体制を構築します。 |
| 薬物依存症・ギャンブル等依存症の相談拠点の設置 【精神保健推進室】(NEW) | 精神保健福祉センターを薬物依存症相談拠点及びギャンブル等依存症の相談拠点として位置付け、本人及びその家族の相談窓口としての対応及び依存症支援団体との連携を図り、地域における依存症の支援体制を構築します。 |
| 地域生活定着支援センター事業(再掲) 【社会福祉課】 | 本県が設置する「宮城県地域生活定着支援センター」により、障害・高齢などの理由により自立した日常生活を営むことが困難な方々に対して、矯正施設等に在所中から福祉サービスに係るニーズ内容の確認や受け入れ施設等のあっせん、福祉サービス等に係る申請支援等を行います。 |
| 薬物問題相談及び薬物再乱用防止事業 【薬務課】 | 各保健所等において、薬物問題に悩む薬物依存者やその家族からの個別相談を受けます。 また、「薬物中毒対策連絡会議」に参加し、家族教室の開催や個別相談指導の活用に関する効果的事例を収集するとともに、薬物問題の相談を受ける側の意識を高め、資質向上に役立てます。 |

| 事業・取組名 | 事業・取組内容 |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 薬物乱用対策本部事業 【薬務課】 | 「宮城県薬物乱用対策庁内会議」、「宮城県薬物乱用対策有識者会議」及び「宮城県薬物乱用対策推進本部員会議」を開催し県内の薬物乱用防止対策の指針である宮城県薬物乱用対策推進計画（第6期：令和6年度から令和10年度）に基づく県内各関係機関における取組の進行管理を行います。 |
| 薬物依存集団回復プログラム NICE 【精神保健福祉センター】 | 薬物使用に関する悩みを抱えた者を対象に、薬物依存からの回復を支援するためのテキストを用いた集団回復プログラムを行います。また、自助グループへ繋がるための支援を行います。 |
| 薬物依存症からの回復を支援する民間団体との連携 【県警本部組織犯罪対策第二課】 | ダルク等の自助グループ、医療機関等と定期的に情報共有を図り、連携を強化し円滑に回復を支援します。 |
| 薬物乱用者に対する再乱用防止に向けた取組 【県警本部組織犯罪対策第二課】 | 警察において検挙した者に対し、必要に応じて支援関係機関・団体等相談先の情報を提供することで回復を支援します。 |

関係機関の取組状況

福祉へのつなぎ支援【仙台地方検察庁】

検察庁では、犯罪の防止や、罪を犯した者の更生といった刑事政策的観点も踏まえながら、捜査・公判活動を行っています。近年、高齢者あるいは精神に何らかの障害を有する者による犯罪及び児童への虐待や性犯罪事案が増加する中、保護観察所や刑務所などのほか、児童相談所や官民の福祉機関とも協力して、被疑者・被告人の再犯を防止するとともに社会への復帰を支援するための様々な取組を行っています。

仙台地方検察庁では、再犯防止や罪を犯した者の円滑な社会復帰・更生等に向けた適切な助言等の支援を行う目的として刑事政策推進室が設置されており、罪を犯した高齢者・障害者・住居不安定者で不起訴処分や執行猶予付の判決により釈放が見込まれる者等を対象として、事件を担当する検察官からの情報に基づき、同室担当職員のほか、社会福祉士の資格を有する社会福祉アドバイザーが保護観察所や福祉サービス機関と調整を行った上で、支援の方向性について、検察官に対して助言を行うことにより、司法と福祉が連携し、福祉的支援につなげることで再犯防止等に取り組んでいます。

関係機関の取組状況

法務少年支援センターによる相談支援等【仙台少年鑑別所】

「法務少年支援センター仙台」として、本人や家族、そうした方々を支援する関係機関からの依頼を受けて、対象者の特性やニーズを把握するためのアセスメントを行い、再犯の防止に向けて、相談・助言、問題行動の分析や指導方法等の提案、事例検討会（ケース会議）等への参加などを行っています。

福祉サービス提供のための支援【宮城刑務所】

法務省では、高齢受刑者や障害のある受刑者を再犯防止のために福祉サービスの利用が必要な者として位置付け、保護観察所や都道府県の地域生活定着支援センター等と連携して矯正施設出所者を福祉につなげる「特別調整」や、刑事施設在所中から福祉施設のサービスを試行的に体験させる制度などを推進しています。特に宮城刑務所は、刑期の長い受刑者を収容する施設であることから、在所中に高齢になったり、疾病・障害が現れたりする者が多く、そうした者の社会復帰を促すために、特別調整の対象にならない高齢・疾病・障害受刑者についても幅広く福祉的支援を行っており、疾病・障害の程度や残った在所期間などの条件を考慮しながら、出所後に必要な福祉サービスや医療が提供されるよう、県や市町等の行政、地域生活定着支援センター、福祉サービス機関等との連携を図っています。

依存症回復支援【特定非営利活動法人仙台ダルク・グループ アロー萌木】

アロー萌木のプログラムであるミーティングに参加して、自分自身を振り返り、他の参加者の話を聞くことで、考えるヒントをもらったり、「一人ではない」という確信を持つことにより、薬物に依存する生き方を変えていけるようになることを目指しています。また、依存症の自助グループへの参加を勧めており、参加することで相談相手が見つかるなど、回復している仲間の姿に希望を持ち、孤立することも少なくなるといった効果も期待できます。依存症には専門病院の受診はかかせません。依存症は、処方薬でも依存しやすくなるため、専門医によるカウンセリングや、治療プログラムを受けることが効果的であり、通所、入寮の条件にもなっています。また、受診していない場合や、専門病院の事を知らない方には、担当スタッフが同行支援をしています。そのほか、生活するにあたっての困り事や、対人関係の問題など、面接相談も行っています。

特定生活指導（薬物非行防止指導）【東北少年院、青葉女子学園】（NEW）

薬物依存を有する在院者に対し、薬物の害と依存性を認識するとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解し、再び薬物を乱用しないことを目的とした指導を実施しています。

関係機関の取組状況

薬物対象者等に対する回復支援等【仙台保護観察所】

保護観察所では、本人に対する回復支援、家族への支援、関係機関との連携について重点的な取組を行い、さらに地域社会が薬物依存症に対して正しい理解を得て偏見や先入観をなくすことを目指しています。

はじめに、本人に対する回復の中心になるのが個別又は集団で実施される薬物再乱用防止プログラムになります。同プログラムは依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、自己の問題性について理解させるとともに断薬意志を持続させつつ、再び乱用しないための具体的な方法を習得させることを目的としており、集団プログラムには仙台ダルクやアロー萌木から助言者としてスタッフの参加を得ています。また、保護観察の処遇に加え、地域における必要な援助などを受けさせる目的から仙台ダルクと連携し、薬物依存回復訓練を委託する取組を進めています。

2つ目として支え手になる家族に対する支援です。年に4回、引受人会を開催し、家族に対して薬物依存に関する正しい知識の習得や本人に対する適切な関わり方を学んでいます。また、この会は疲弊している家族に少しでも元気になってもらうことも目的としています。

3つ目は地域の有効かつ緊密な連携体制整備です。現在、毎月保護観察所において薬物の回復支援に関わる20団体（令和6年6月末現在）が集まり、情報交換や役割確認などを行い、切れ目のない支援が受けられるように連携を強化しています。また、県内の大学に仙台ダルク代表等と赴き、大学職員に対し薬物依存についての説明を行い、薬物の問題を抱えている学生の状況を聴取し助言を行うとともに、薬物依存に関する相談機関・団体が記載されたリカバリーカードを数百部持参し、学生の薬物関係の相談に有効に活用されるよう配布依頼しています。

再乱用防止対策事業の推進【仙台地方検察庁】(NEW)

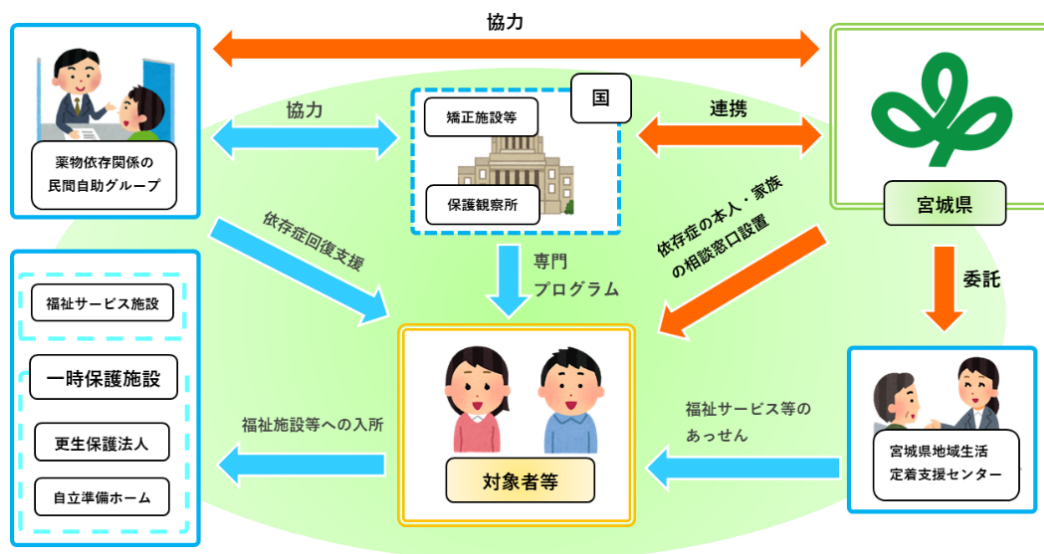
全国の麻薬取締部が実施している「薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業」の拡大により、仙台地方検察庁においても、麻薬取締部以外の捜査機関により検挙された後、不起訴処分や保護観察が付かない全部執行猶予判決を受けた薬物初犯者に対し、釈放後、麻薬取締部が実施する再犯防止プログラムにつながるよう検察官から説明を行うとともに、同プログラムの受講を希望する者に関する情報を麻薬取締部に提供して、薬物の再乱用防止事業を推進しています。

関係機関の取組状況

薬物依存離脱指導【宮城刑務所】

法務省の施策として、刑事施設では、平成18年から薬物依存を抱えている対象者に対して、再犯防止に向けた薬物依存離脱指導を行っています。宮城刑務所においては、指導に当たって、グループワークやミーティングに民間自助団体の仙台ダルクやNA（ナルコティクス アノニマス日本）からの参画を得て、連携して実施しています。

福祉、医療の提供及び薬物依存等からの回復に関する支援（イメージ）



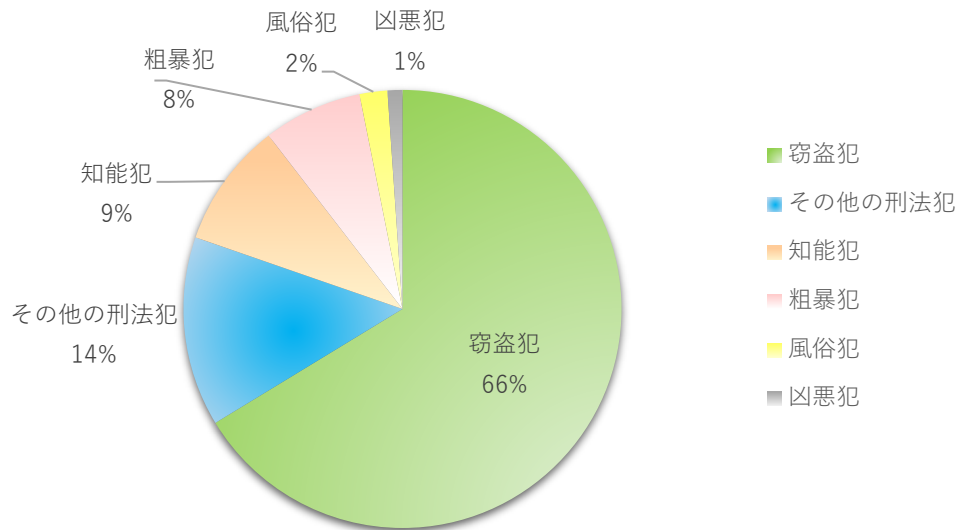
イラスト引用元：いらすとや

5 犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援

現状と課題

- ◆令和5年の宮城県内の刑法犯の検挙人数2,904人のうち、凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦性交など）は106人であり、粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶悪準備集合など）は674人、窃盗犯1,391人、知能犯（詐欺、背任など）は261人、風俗犯（わいせつ罪、賭博罪など）は123人、その他が349人となっています。【出典：宮城県警察本部 刑法犯認知・検挙状況（令和5年中）確定値】
- ◆DV、ストーカー、性犯罪など、専門的な支援がなければ、その状況から脱却することが難しい問題も顕在化してきています。犯罪の特性に応じた取組を実施し、加害者の自立を支援する必要があります。

宮城県の罪種別認知件数（令和5年）
 【出典：宮城県警察犯罪と防犯 令和5年中の宮城県内の犯罪発生状況】



施策の方向性

- ◇より専門的な支援が必要な者や暴力団関係者といった、犯罪に至る背景やその者が有する特性を踏まえ、依存からの回復や脱退を後押しすることで、対象者の社会復帰を支援します。
- ◇DVについては、新たな被害者及び加害者を生まないための啓発活動を展開します。

具体的な取組

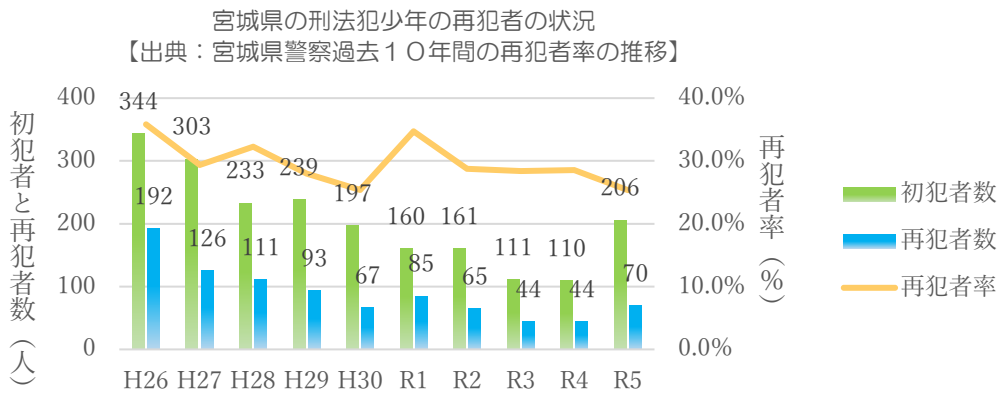
| 事業・取組名 | 事業・取組内容 |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| デートDV防止講座・性教育専門家派遣事業 【子ども・家庭支援課】(NEW) | 将来のDV被害者及び加害者を生まないための人権教育及び性教育の推進を目的に、県内の小中学校、高等学校、特別支援学校（仙台市を除く）にデートDVに知見のある民間支援団体や産婦人科医を派遣し出前講座を行います。 |
| ストーカー加害者に関する再犯防止対策事業 【県警本部県民安全対策課】 | 警察が加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等の助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関との連携を推進します。 |

| 事業・取組名 | 事業・取組内容 |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止対策事業 【県警本部県民安全対策課】 | 子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）（令和5年7月7日付け警察庁生活安全局長ほか）に基づき、16歳未満の子どもを被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、その出所者の所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた施策を推進します。 |
| 社会復帰アドバイザーの配置等による社会復帰支援の充実 【県警本部組織犯罪対策第一課】 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）に基づき、社会復帰アドバイザーを配置し、これまで以上に離脱の意思を有する者に対する援護等の充実を図ります。（令和6年2月時点、35都府県には48名の社会復帰アドバイザーが配置・運用されています。） |

6 非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援

現状と課題

- ◆非行少年等に対する改善更生は、未来ある少年に向けて適切な支援を行うことで社会復帰を支援するための重要な取組であり、第一次計画期間中は、相談支援体制を整備しつつ非行防止に関する教室等の実施など、非行をおこさない社会づくりに努めてきました。
- ◆宮城県の刑法犯少年の再犯者の状況は、令和5年現在70人、再犯者率は25.4%となっており再犯者率は長期的にみて減少傾向にあります。一方で再犯者数自体は第一次計画がスタートした令和2年の65人よりも増加しています。【出典：宮城県警察本部刑法犯少年の再犯者の状況】
- ◆東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境・家庭環境が大きく変化し、集団生活や人間関係に不安を抱える子どもが見受けられ、犯罪に巻き込まれないための心のケアが重要な課題となっています。



施策の方向性

◇学校や地域における非行の未然防止に向けた取組を展開することで、非行の早期発見・早期対応に努めます。

【参考】文部科学省ホームページ「関係機関との連携」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302911.htm

◇生活環境や家庭環境の変化に対応した相談体制を設け、児童・生徒の心のケアに徹することで非行の未然防止に努めます。

具体的な取組

| 事業・取組名 | 事業・取組内容 |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>教育相談充実事業 【教育庁義務教育課】</p> | <p>いじめ、暴力行為の未然防止や早期発見・早期対応、登校に不安を抱える児童生徒支援のために相談・支援体制の一層の整備充実を図り、小・中学校スクールカウンセラーの配置・派遣及び専門カウンセラーの教育事務所への配置等により、児童生徒の非行防止に取り組めます。</p> <p>スクールカウンセラーの配置等により、校内における教育相談体制の一層の充実を図り、児童生徒が過ちを犯すことのないよう働き掛けるとともに、学校はスクールカウンセラーと連携して非行防止に取り組めます。</p> <p>専門カウンセラーの助言を得ながら、学校は適切な対応を図るとともに、児童生徒の非行防止に取り組めます。</p> |

| 事業・取組名 | 事業・取組内容 |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高等学校生徒支援体制充実事業 【教育庁高校教育課】 | <p>いじめや暴力行為等の問題行動に対して、組織的・体制的な生徒指導を推進するための手立てを講じ、問題行動等の未然防止及び早期発見・早期解決を図るとともに、各学校における生徒指導体制の充実に資するため、支援員やアドバイザーを配置し、警察、福祉、行政機関や外部専門家等との連携強化を図ります。</p> <p>いじめや学校に登校していない生徒等への対応に関する教員等の補助として、学校生活適応支援員を必要に応じて30校程度に配置しており、生徒の相談や関係機関と連携等を行います。</p> <p>心のサポートアドバイザーを配置（2名）し、学校や保護者からの相談への対応や警察等の関係機関との連携を行います。緊急事態発生時には、学校の要請に応じて、学校支援のため派遣します。</p> <p>また、高等学校生徒指導主事連絡協議会、生徒指導主事研修会を開催し、生徒指導に係る研修を行うとともに、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ防止対策調査委員会を開催し、いじめ防止対策について話し合い、各機関との連携強化を図ります。</p> |
| 青少年育成県民運動推進事業 【共同参画社会推進課】 | <p>「青少年は地域から育む」という考えに立ち、関係機関・団体と連携して「少年の主張大会」や「あいさつ運動」の声かけ等を行う「青少年のための宮城県民会議」に運営費を補助し、次代を担う青少年の健全育成と非行防止を図ります。</p> |
| 特別支援教育総合推進事業 【教育庁特別支援教育課】 | <p>特別支援教育を必要とする児童生徒は、どの学校にも在籍しているため、特別支援学校と小・中・高等学校・その他の関係機関との連携が必要です。その連携の業務を担う特別支援教育コーディネーターの支援を行い非行の未然防止に努めます。</p> |
| 学習支援事業（生活困窮者自立支援制度） 【社会福祉課】 | <p>生活困窮世帯の子どもに対し、基礎学力の向上を目的とした学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施することにより、貧困の連鎖の防止を図ります。</p> |

| 事業・取組名 | 事業・取組内容 |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 少年に対する立ち直り支援・継続補導 【県警本部少年課】 | 過去に非行少年として取扱いのあった少年について、家庭裁判所の終局決定結果を踏まえ、当該少年の家庭環境等から再非行のおそれがある者を対象少年として選定し、警察職員による定期的な見守り活動や就労等へ向けた支援を行うほか、社会奉仕体験活動などの諸活動に参画させることにより当該少年の自己肯定感や規範意識の向上を図り、もって健全な状態への立ち直りを図ります。 |
| 非行防止教室 【県警本部少年課】 | 警察職員を講師として学校に派遣し、在籍する児童生徒等に対して、薬物乱用事犯やインターネット利用事犯をはじめとした非行の防止へ向けた講演を行い、もって児童生徒の規範意識の向上を図ります。 |

関係機関の取組状況

修学支援【東北少年院】

高等学校卒業程度認定試験受験希望者に対して、学習支援を実施している企業の協力を得ながら、受験に向けた教科の指導を行っていただいております。また、少年院を出院後、学校に復学することになる場合は、在院中に学校関係者や保護観察所の方々を交えた支援会議を行い、復学に向けた調整をすることもあります。また、令和6年度からは、高等学校卒業の資格を有していない在院者で、通信制高校への入学を希望する者に対し、通信制高校に入学して学習する機会を提供できるようになりました。

法務少年支援センターによる非行防止支援【仙台少年鑑別所】

少年鑑別所では、「法務少年支援センター」という名称を持ち、「地域とつながり 地域につなげる」をキャッチフレーズに、地域社会の非行・犯罪の防止や青少年の健全育成のための支援を行っています。個別対象者への支援に加え、研修・講演や、法教育・非行防止教室（出前授業）などにも取り組んでおり、依頼の内容に応じて、学校や警察など、多くの関係機関と連携して対応することもあります。

教科指導及び就学支援【青葉女子学園】(NEW)

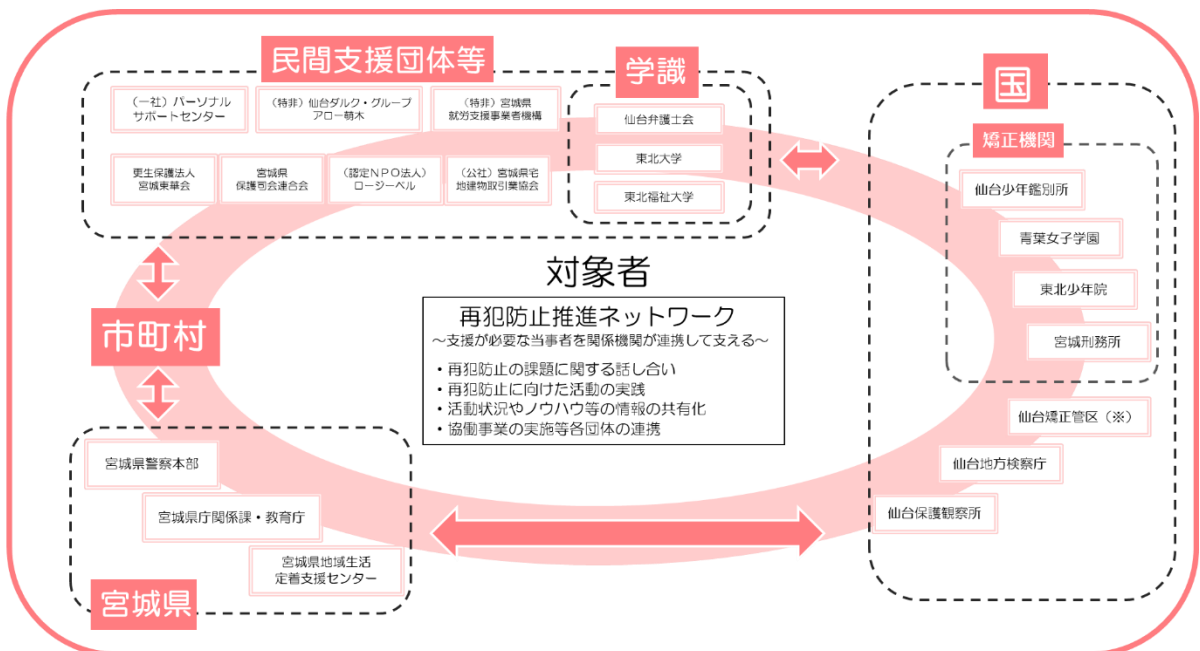
義務教育の指導のほか、義務教育を修了した在院者に対し、補習教育指導、高等学校教育指導、高等学校卒業程度認定試験受験指導などを行っています。また、在院者の改善更生に向けて、復学のための調整や高等学校の受験など、在籍学校等と連携して出院後の就学につなげる取組を行っています。

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

この計画は、国・県・市町村・民間協力者等が連携して再犯防止に係る取組を推進するものであることから、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等で構成する「宮城県再犯防止推進ネットワーク会議」を設置し、再犯防止に関する事業の実施状況や課題の把握、対策の検討等を行い、必要な施策を効果的に進めます。

宮城県再犯防止推進ネットワーク



(※) 「仙台矯正管区」は、令和7年度から「東北矯正管区」に名称が変わります。

(※) 上記の参加団体・名称は、令和7年2月現在のものです。計画の進捗等に応じて柔軟に見直しを図ります。

2 進行管理

計画の実効性を確保するため、計画に掲げた方向性や指標の推進状況について、定期的に点検しながら評価を行います。また、関連計画の改定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



宮城県再犯防止推進懇話会について

「第二次宮城県再犯防止推進計画」の策定に当たっては、国、民間団体等の有識者からなる「宮城県再犯防止推進懇話会」を開催し、意見聴取等を行いました。

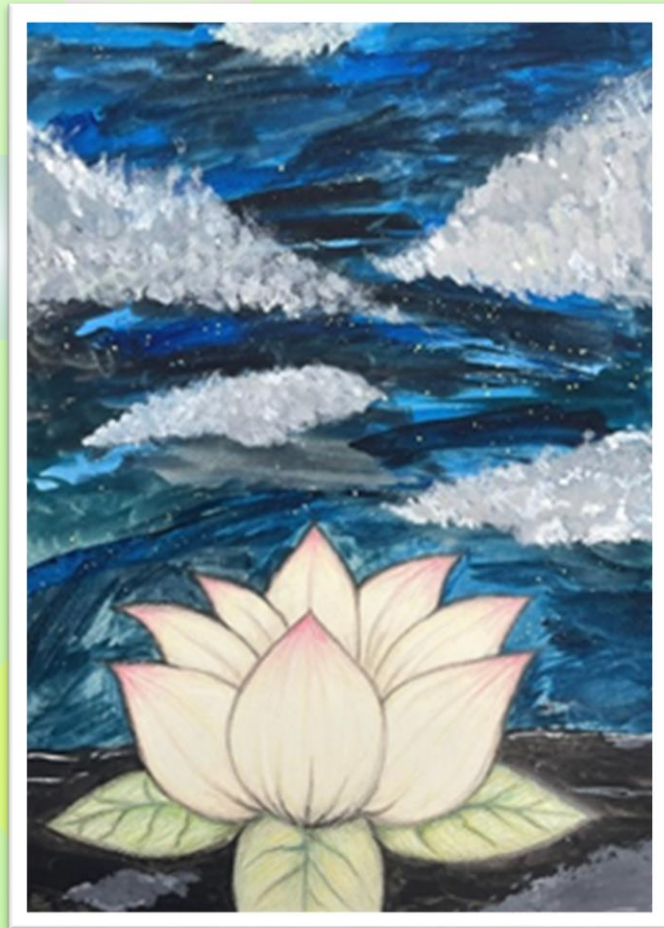
「宮城県再犯防止推進懇話会」は、下記の19団体の委員から構成されています。

| 所属団体名 |
|-------------------------------|
| 仙台弁護士会 |
| 東北大学 |
| 東北福祉大学 |
| 仙台矯正管区 |
| コレワーク東北（仙台矯正管区 矯正就労支援情報センター室） |
| 仙台保護観察所 |
| 仙台地方検察庁 |
| 宮城刑務所 |
| 東北少年院 |
| 仙台少年鑑別所 |
| 青葉女子学園 |
| 宮城県地域生活定着支援センター |
| 更生保護法人宮城東華会 |
| 宮城県保護司会連合会 |
| 一般社団法人パーソナルサポートセンター |
| 特定非営利活動法人宮城県就労支援事業者機構 |
| 特定非営利活動法人仙台ダルク・グループ アロー萌木 |
| 認定特定非営利活動法人ロージーベル |
| 公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会 |



宮城県再犯防止推進懇話会の様子

-参考資料編-



令和6年度みちのく書画文芸コンクール銀賞受賞作品

作 品 名：蓮

施 設 名：青葉女子学園

絵画説明文：今回の作品に込めた思いは、真っ暗な場所でも力強く咲く蓮の花のように、私自身も見た目だけにこだわらず中身が強い人間になりたい、という思いです。



仙台・宮城観光 PR キャラクター
むすび丸

仙台矯正管区では、管内の刑事施設の受刑者及び少年院の在院者の書画文芸作品を対象に「みちのく書画文芸コンクール」を開催しています。これまでの受賞作品は仙台矯正管区のホームページでも御覧いただけます。

管内矯正施設被収容者書画文芸作品集「みちのく」
https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00002

県内の矯正施設の概要

宮城県内には4つの矯正施設があり、処遇の充実や社会復帰等の支援に向けて、地域や関係機関と連携した取組が行われています。

宮城刑務所（所在地：宮城県仙台市若林区）

【施設の概要】

■成り立ち

明治12年：「宮城集治監」として発足。当初は、西
西南戦争で明治政府に反乱を起こした
国事犯を収容する目的で、仙台藩若林
城の跡地に建設。

明治36年：「宮城集治監」から「宮城監獄」へ改称

大正11年：「宮城監獄」から「宮城刑務所」へ改称

昭和36年：仙台矯正管区管内医療重点施設に指定

昭和47年：仙台矯正管区管内分類センターに指定

昭和51年：仙台拘置支所設置

■収容定員

740名（男子）

【施設の特徴】

- ・主に、犯罪傾向が進んでいる26歳以上の男子受刑者のうち、執行刑期が10年以上の者を収容しています。
- ・「医療重点施設」として、東北地方の5刑務所の男子受刑者のうち、精神障害や身体疾患について専門的医療が必要な者を受け入れて治療しています（C型肝炎は全国から収容）。
- ・高齢の受刑者の割合が多く、それに伴う病気疾患や障害も生じやすいことから、高齢者の身体機能の維持に向けた「健康管理指導」等を実施し、福祉機関や地域行政等と連携した社会復帰支援も行っています。



宮城刑務所

青葉女子学園（所在地：宮城県仙台市若林区）

【施設の概要】

■成り立ち

昭和25年4月：東北少年院分院青葉女子学院として設立

昭和27年5月：青葉女子学園と改称し、翌月に仙台市八本松へ移転

昭和58年3月：新営工事完了・現在地に移転

平成27年4月：東北少年院の分院となる。

■収容定員

55名（女子のみ）

【施設の特徴】

- ・東北地方唯一の女子少年院です。
- ・女子少年に顕著な問題性に着目し、一人ひとりの発達の程度や障害等に応じたきめ細かい教育（矯正教育）を行います。
- ・円滑な社会復帰を目指し、修学支援や就労支援を実施しています。また、出院後の就労に必要な資格取得を行うことも可能です。



青葉女子学園

東北少年院（所在地：宮城県仙台市若林区）

【施設の概要】

■成り立ち

昭和17年1月：仙台市片平丁に仙台少年院として開設

昭和23年6月：東北少年院に改称

昭和59年4月：現在地（仙台市若林区）に新設移転

平成27年4月：女子少年を収容する青葉女子学園を分院として組織改変

■収容定員

100名（男子のみ）

【施設の特徴】

- ・家庭裁判所で第1種及び第5種少年院送致の決定を受けた男子少年（入院時、20歳未満）を収容する法務省の施設です。
- ・昭和39年に少年院の特色化を図るため、職業訓練重点施設に指定され、以後今日まで資格取得を軸とした専門的な職業指導を中心とした矯正教育を行っています。
- ・社会復帰支援として、特に就労支援に力を入れており、関係機関の協力をいただきながら、在院中に就労内定を得ることができるよう努めています。
- ・平成30年度から短期課程も併設され、教育期間が長期間（約1年間）の者と短期間（6か月未満）の者を処遇する施設となりました。



東北少年院

仙台少年鑑別所（所在地：宮城県仙台市若林区）

【施設の概要】

■成り立ち

昭和24年1月：「仙台少年観護所」及び「仙台少年鑑別所」
として開設

昭和25年4月：「仙台少年保護観察所」に改称

昭和27年8月：「仙台少年鑑別所」に改称

平成27年6月：「法務少年支援センター仙台」として地域
における非行及び犯罪の防止に関する援助
業務を開始

平成30年4月：盛岡少年鑑別所が仙台少年鑑別所盛岡少年鑑別支所となる。

平成31年4月：山形少年鑑別所が仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所となる。

【施設の特徴】

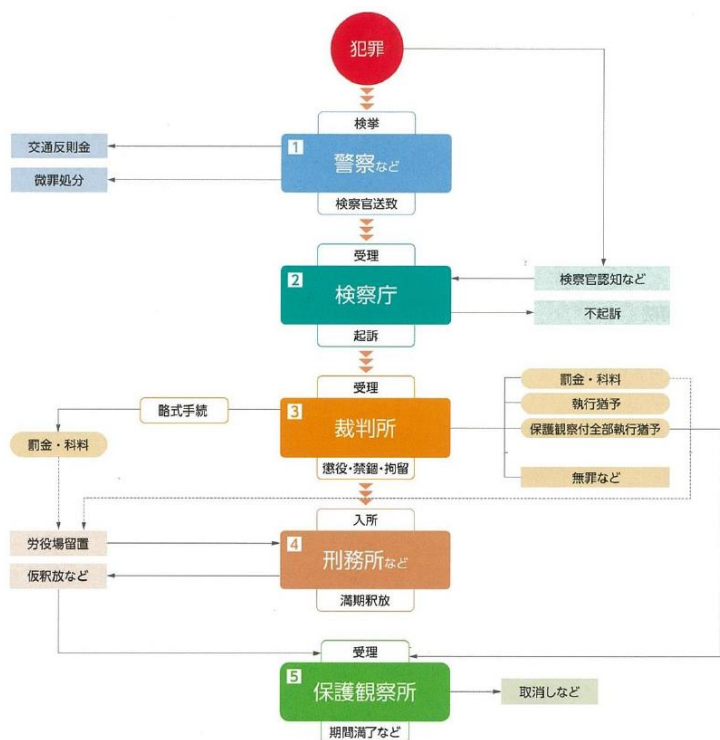
・非行のあった少年のうち、家庭裁判所の措置があった少年（男女共）を収容し、非行の原因を分析したり、次の非行を防止するために必要な支援について提案したりしています。また、少年が落ち着いた気持ちで審判を受けることができるよう、規則正しい生活環境を整えたり、健全な社会生活を営むために必要な基本的な生活習慣等を身に付けてもらうため、学習を支援したり、読書、講話、季節の行事等の機会を設けたりしています。

・「法務少年支援センター仙台」（ふるじろ心の相談室）という名称の下、「地域とつながり 地域につなげる」をキャッチフレーズに、個人や関係機関からの依頼を受けて、地域社会の非行・犯罪の防止や青少年の健全育成のための支援を行っています。援助対象者の年齢に制限はなく、依頼の内容に応じて、多くの関係機関と連携して取り組んでいます。

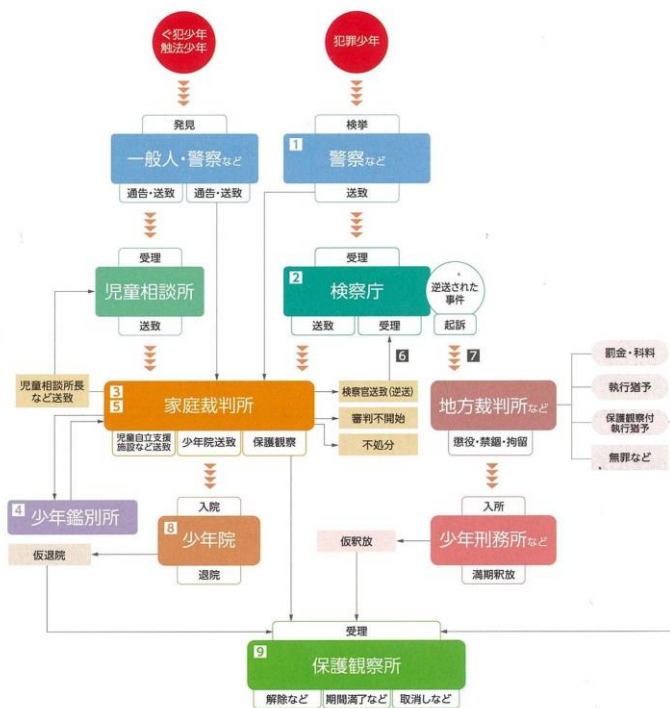


仙台少年鑑別所

成人による刑事事件の流れ・非行少年に関する手続の流れ



【出典：令和5年版再犯防止推進白書を一部加工】



【出典：令和5年版再犯防止推進白書】

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 14 日法律第 104 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策

の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福

祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心

情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上で困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二條 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三條 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四條 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二次再犯防止推進計画【出典：法務省】

第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

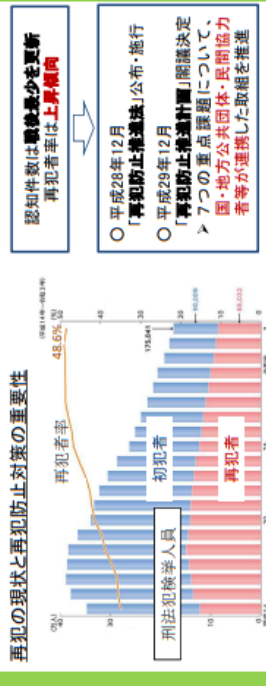
| | | | | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 就労・住居の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 就労の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施 ○ 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理 ○ 希り深い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実 (2) 住居の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための体制整備 ○ 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供 | <p>② 保健医療・福祉サービスの利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者又は障害のある者等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化 ○ 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化 ○ 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施 (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門プログラムの実施 ○ 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化 ○ 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実 | <p>③ 学校等と連携した修学支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間の学力試験の活用や卒業認定試験指導におけるICTの活用 ○ 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止 | <p>④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実 ○ 若年受刑者に対する少年院のノウハウや取組等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚、責任を喚起する指導 ○ 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実 | <p>⑤ 民間協力者の活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な保護司制度の確立とための保護司に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進 ○ 地域の民間協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び一層の連携 ○ 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進 | <p>⑥ 地域による包摂の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国・都道府県・市区町村の役割の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地方公共団体の取組への支援 ○ 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供 ○ 地域における支援の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実 ➢ 相談できる場所の充実 ➢ 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充 | <p>⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

① 地域社会での再犯率及び再入率
② 新受刑者中の再入率又は再犯の執行手続のある者の数及び割合
③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
④ 主な罪名・特性別再犯率
⑤ 出所受刑者の3年以上以内再入者数及び再入率
⑥ 主な罪名・特性別3年以上以内再入率
⑦ 保護観察付（全部）執行終了者及び保護観察処分少年の再犯率及び再入率

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 酒類飲用者対策の充実強化
 - 矯正施設在在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始（R3.10～）
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施（H30～R2）
 - 「地域再犯防止推進計画」の策定支援（402団体で策定済み（R4.10.11））
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がりが



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

再犯防止関連用語集 令和7年2月 仙台矯正管区作成

| 用語 | 説明 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【あ行】 | |
| 1 アディクション | 嗜癖（しへき）と訳され、アルコール・薬物などの刺激を絶えず求める病的傾向のこと。やめようと思いつつもやめることができない状態。物質依存（アルコールや各種薬物等）と行動嗜癖（ギャンブル障がい、ゲーム障がい等）がある。 |
| 2 入口支援 | 刑事司法の入口の段階、つまり起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる者について、高齢又は障がいのある等の福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時に福祉サービス等に橋渡しする等の取組のこと。 |
| 3 医療観察制度 | 心神喪失又は心神耗弱（こうじゃく）の状態、殺人、放火等の重大な他害行為を行った人の社会復帰を促進することを目的とした制度のこと。 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、適切な処遇を決定するための審判手続が設けられたほか、入院や通院による治療の実施、保護観察所による精神保護観察等が行われ、必要な医療と援助の確保が図られることになる。 |
| 【か行】 | |
| 4 改善指導 | 刑事施設において、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行う指導。①「薬物依存離脱指導」、②「暴力団離脱指導」、③「性犯罪再犯防止指導」、④「被害者の視点を取り入れた教育」、⑤「交通安全指導」、⑥「就労準備指導」の6種類の特別改善指導及びそれ以外の改善指導として、①被害者感情の理解等、②規則正しい生活習慣・健全な考え方の付与、③釈放後の生活設計、行動様式の付与等に係る一般改善指導が実施されている。 |
| 5 覚醒剤取締法 | 覚醒剤の濫用を防止するため、覚醒剤及びその原料の輸出入・製造・譲渡・使用・所持を禁止している法律のこと。 |
| 6 家庭裁判所 | 下級裁判所の1つであり、①家庭に関する事件の審判及び調停、②人事訴訟の第一審、③少年の保護事件の審判等を行う。審判等実施に当たっては、各裁判所に配置された家庭裁判所調査官が行動科学等の専門的な知識・技法を活用した事実調査や調整が行われることとなっている。 |
| 7 仮釈放 | 「改悛（かいしゅん）の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰の促進を目的とするもの。 |
| 8 観護処遇 | 少年鑑別所に収容している者に対する取扱いの全てであり、情操の保護や特性に応じた働き掛けにより、健全育成に配慮された処遇のこと。健全な社会生活を営むための生活習慣等に関する助言・指導だけでなく、少年の情操を豊かにするための学習の支援や読書、講和、季節の行事等の機会が提供されている。 |

| 用語 | | 説明 |
|----|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9 | 観護措置 | 家庭裁判所が、少年審判を行うため必要があるときにとられる心身鑑別のための身柄保全及び暫定的な保護等の措置であり、家庭裁判所調査官の観護に付される場合と、少年鑑別所に送致される場合がある。 |
| 10 | 鑑別 | 医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者(家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長から鑑別の求めがあった者等)について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すこと。 |
| 11 | 帰住先 | 刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活していく場所を指す。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。 |
| 12 | 起訴 | 裁判所に対して審判の開始を求めること。「公訴の提起」ともいう。起訴は検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為であり、起訴には、公判請求、略式命令請求及び即決裁判請求がある。 |
| 13 | 起訴猶予 | 犯罪の嫌疑が認められる場合において、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追（検察官が控訴を提起）を必要としないときに検察官が行う不起訴処分のこと。 |
| 14 | 教誨師 | 矯正施設において、受刑者や少年院在院者等の希望に基づき、宗教上の儀式行事及び教誨（きょうかい）を行うボランティアのこと。 |
| 15 | 教科指導（刑事施設） | 矯正指導の1つであり、①生活の基礎となる学力を欠くことにより改善指導及び円滑な社会復帰に支障とがあると認められる受刑者に対して学校教育（小・中学校程度）の内容に準ずる内容の指導を行う「補修教科指導」、②学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対し、高校・大学の教科内容に準ずる内容の指導を行う「特別教科指導」がある。 |
| 16 | 教科指導（少年院） | 少年院において行われる矯正教育の内容の一つであり、学校教育法による学校教育の内容に準じた指導を行う。①義務教育指導（義務教育未終了者に対する小学校又は中学校の学習指導要領に準拠した教科に関する指導）、②補習教育指導（義務教育終了者に対する社会生活に必要な基礎学力を身に付けさせることを目的とした教科に関する指導）、③高等学校教育指導（高等学校への編入若しくは復学又は大学等への進学のため、高度な学力を身に付けることが必要 な者に対する高等学校の学習指導要領に準拠した教科に関する指導）がある。 |
| 17 | 矯正管区 | 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所の適切な運営の管理を図ることを目的とした法務省矯正局の地方支分部局のこと。東北地方には、仙台矯正管区がある。 |
| 18 | 矯正施設 | 法務省設置法8条1項の規定に基づき法務省に置かれる刑務所、少年刑務所、拘置所少年院及び少年鑑別所を総称するもの。 |
| 19 | 矯正処遇 | 刑事施設において行われる受刑者への働き掛けのことであり、受刑者の資質・環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起と社会生活に適應する能力の育成を図るため、作業、改善指導及び教科指導を行っている。 |

| 用語 | | 説明 |
|----|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20 | 協力雇用主 | 犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の自立及び社会復帰に協力することを目的として、刑務所出所者等を雇用し又は雇用しようとする民間事業主のこと。 |
| 21 | 居住支援協議会 | 住宅セーフティネット制度において、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的に、地方公共団体、不動産関係団体、福祉関係団体等で組織された協議体のこと。 |
| 22 | 居住支援法人 | 住宅セーフティネット法に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、子育て世帯等の住宅確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅情報の情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人として都道府県が指定するもの。 |
| 23 | 禁錮 | 刑事施設に拘置（収容）する刑。懲役刑と異なり、作業義務はない。 |
| 24 | 刑事施設 | 刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称するもの。刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容する施設であり、拘置所は、主として未決拘禁者を収容する施設である。 |
| 25 | 刑事司法手続 | 犯罪をした人等に対する、警察、検察、裁判、矯正及び更生保護までの一連の手続のこと。 |
| 26 | 刑の一部の執行猶予 | 一定の要件が認められる場合に、裁判所が3年以下の懲役又は禁錮を言い渡す際、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる制度のこと。 |
| 27 | 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度 | 刑法の改正に伴い、令和5年12月から開始された。刑の執行段階（受刑中・在院中）において、犯罪被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、刑事施設で受刑中又は少年院に在院中の加害者の生活や行動に関する意見の聴取や伝達を希望する旨の申出があった場合、心情等の聴取や受刑者等への伝達を行う制度のこと。 |
| 28 | 刑法犯 | 危険運転致死傷及び過失運転致死傷等を除く刑法及び特別法（暴力行為等処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等）に規定される犯罪のこと。 |
| 29 | 刑務官 | 刑務所、少年刑務所、拘置所などで施設の保安警備や受刑者の処遇を行う国家公務員（法務事務官）のこと。被収容者の逃走等がないよう確実にその身柄を確保するとともに、改善更生及び円滑な社会復帰のために必要な指導を実施している。 |
| 30 | 刑務作業 | 刑法に定める「所定の作業」として行うとともに、勤労意欲の養成と就労生活の維持、共同作業を通じた社会生活への適応、職業的な技能及び知識の付与などにより受刑者の改善更生の促進を目的に行われる矯正処遇の一つである。 |
| 31 | 刑務所 | 主として受刑者を収容し刑の執行を通じて、改善更生や円滑な社会復帰に向けた様々な処遇を行う施設のこと。 |
| 32 | 刑務所出所者等就労支援事業 | 矯正施設、保護観察所及び公共職業安定所が連携して、担当者制による職業相談・職業紹介等を行う事業のこと。 |
| 33 | 刑務所出所者等就労奨励金制度 | 犯罪や非行をした者を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対し、奨励金を支払う国の制度のこと。 保護観察所が問合せ窓口となる。 |
| 34 | 検挙 | 捜査機関（検察官・警察職員）が当該刑事事件の行為者を明らかにし、刑事事件として処理すること。 |

| 用語 | | 説明 |
|----|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 35 | 検挙人員 | 警察等の捜査機関が検挙した事件の被疑者の数をいう。 |
| 36 | 検察庁（検察官） | 検察庁は検察官の行う事務を総括する機関であり、検察官は犯罪を捜査し、刑事事件に関し裁判所に対して裁判を求め（起訴）、裁判所に法の正当な適用を請求し、かつ、裁判の執行を指揮・監督しているほか、犯罪被害者の保護・支援や、公益の代表者として法令に定められた事務を行っている。 |
| 37 | 拘禁刑 | 懲役及び禁錮を廃止し、新たに創設された刑罰のこと。改正刑法第12条第2項において「拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」とされ、懲役刑とは異なり、刑務作業は義務ではなく、改善更生のため、個々の受刑者の特性に応じて、作業、改善指導及び教科指導を柔軟に組み合わせることで実施することが可能となった。 令和7年6月1日以降に起きた事件・事故から同刑の対象となる。 |
| 38 | 更生緊急保護 | 刑事上の手続又は保護処分による身体拘束が解かれた者（満期釈放者、執行猶予者等）が、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関などから必要な保護を受けられない場合に、本人の申出により、保護観察所長が緊急に実施する金品の給貸与や宿泊場所の提供、就労支援や生活指導等の措置のこと。なお、令和5年12月から矯正施設入所中において申出が可能となった。 |
| 39 | 更生保護 | 犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、これらの人たちが自立し、改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会をつくることを目指す活動のこと。 |
| 40 | 更生保護サポートセンター | 保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体等と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を実施している。 |
| 41 | 更生保護施設 | 矯正施設から出所・出院した人や保護観察中の人で、身寄りがなく、帰るべき住居がないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供、生活指導等を行い、その更生を支援する施設のこと。法務大臣の認可を受けた更生保護法人等によって運営されている。 |
| 42 | 更生保護女性会 | 地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体のこと。 |
| 43 | 更生保護法人 | 更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて、更生保護事業を営む民間団体のこと。更生保護施設を設置・運営して、被保護者に対する宿泊施設を提供しての自立支援、金品の給貸与や生活の相談支援の実施のほか、更生保護の地域連携体制の整備、犯罪をした人たちの更生を助けることを目的とする事業への助成や連絡調整、これらの事業に関する啓発等を行っている。 |
| 44 | 拘置所 | 主として未決拘禁者や死刑確定者を収容する法務省の施設のこと。 |
| 45 | 勾留 | 被疑者や被告人の逃亡又は罪証の隠滅を防止するため、裁判所の令状により、刑事施設に拘束する処分のこと。 |

| 用語 | | 説明 |
|------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 46 | 拘留 | 1日以上30日未満の期間で、刑事施設に拘置（収容）する刑罰のこと。 |
| 47 | 個人別矯正教育計画 | 少年院において、個々の在院者に対して策定する矯正教育の計画のこと。個人別矯正教育計画には、当該在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、実施方法及び期間その他矯正教育の実施に関し必要な事項が定められている。 なお、策定に当たっては、家庭裁判所、少年鑑別所の意見を踏まえるとともに、できる限り当該在院者及びその保護者等の意向を参酌（さんしゃく）している。 |
| 48 | コレワーク （正式名称「矯正就労支援情報センター室」） | 犯罪や非行をした人の雇用につなげるため、事業主等の雇用に関する相談対応や、サポートをするために設置された法務省の機関。 矯正施設に収容されている者の就労支援、雇用を検討されている事業主のサポートとして、①雇用情報提供サービス、②採用手続き支援サービス、③就労支援相談窓口サービス、を実施している。 |
| 【さ行】 | | |
| 49 | 再入者 | 受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者及び少年矯正施設に2度以上入所・入院した者をいう。 |
| 50 | （刑法犯）再犯者 | 刑法犯により検挙された者のうち、前に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。 参考 「再犯率」と「再犯者率」の違い ・ 再犯率 犯罪等により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを計る指標 ・ 再犯者率 犯罪等により検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを計る指標 |
| 51 | 再犯の防止等の推進に関する法律 （再犯防止推進法） | 平成28年12月に公布・施行された国として初めての再犯防止に係る法律。国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることを鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにしている。また、再犯の防止等に関する施策の基本事項を定め、関係施策を総合的・計画的に推進することで、国民が犯罪被害を受けることを防止し、安全・安心な社会の実現に寄与することを目的とする。 |
| 52 | 再犯防止啓発月間 | 再犯防止推進法第6条において、毎年7月を国民の間に広く再犯防止等について関心と理解を深める再犯防止啓発月間と定めたもの。国や地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならないとされている。 |
| 53 | 再犯防止推進計画 | 再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められた再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画のこと。 再犯防止推進法第7条において、政府は同計画の策定義務があり、これまで第一次再犯防止推進計画（平成30～令和4年）、第二次再犯防止推進計画（令和5年～同9年）が策定されている。また、同法第8条において、都道府県及び市町村に対しても、再犯防止推進計画を勘案した地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が定められている。 |

| 用語 | | 説明 |
|----|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 54 | 作業報奨金 | 刑務作業を実施した受刑者等に、勤労意欲の喚起と出所後の生活資金の扶助を目的に支給されるもの。原則として、釈放時に支給されるが、在所中であっても、所内生活で用いる物品の購入や家族の生計の援助等に一部使用することが認められている。作業の対価（賃金）ではない。 |
| 55 | C F P (Case Formulation Probation/Parole) | 保護観察対象者との面接、裁判関係資料等から情報収集を踏まえて、再犯・再非行の誘発要因と改善更生を促進する要因、それぞれの背景要因、相互作用などを理論的・実証的根拠に基づいて分析し、保護観察処遇の焦点と留意事項を明らかにすることで、保護観察官の見立てを支援するアセスメントツールのこと。 |
| 56 | 自助グループ | 同じ問題を抱える仲間同士が集まり、互いに悩みを打ち明け、助け合って問題を乗り越えることを目的とする集団のこと。ミーティング等が行われる。 |
| 57 | 実刑 | 執行猶予が付されていない自由刑（懲役・禁錮・拘留）判決のこと。 |
| 58 | 執行猶予 | 判決で刑を言い渡すに当たり、犯人の犯情等を考慮して、刑の執行を一定期間猶予し、その期間内に刑事事件を起こさず経過したときは刑の言い渡しの効力を消滅させる制度のこと。 |
| 59 | 社会復帰調整官 | 保護観察所で勤務する職員であり、精神保健福祉士等の資格を持ち、医療観察制度の対象となる精神障害者等の社会における生活環境の調査や調整、精神保健観察の実施等の業務を行っている。 |
| 60 | 社会を明るくする運動 | すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。1年を通じての活動であるが、特に7月を強調月間としている。 |
| 61 | 住宅確保要配慮者 | 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、保護観察対象者等、住宅の確保に特に配慮を必要とする人のこと。 |
| 62 | 住宅セーフティネット制度 | 住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯等）の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とする制度のこと。 |
| 63 | 就労支援事業者機構 | 犯罪をした人等の就労の確保は、一部の善意の篤志家（とくしか）だけではなく、経済界全体の協力と支援により成し遂げられるべきとの趣旨に基づいて設立され、事業者の立場から安全安心な社会づくりに貢献する活動を行う法人のこと。 |
| 64 | 就労支援専門官 | 矯正施設で働く、キャリアコンサルティング等の専門知識を有する職員のこと。受刑者、少年院在院者に対する就労支援として、就労支援を希望する対象者との個別面接等により就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメント、受刑者等に対するキャリアカウンセリング、ハローワークや企業との連絡調整業務等を実施している。 |
| 65 | 受刑者 | 刑事施設の被収容者のうち、懲役刑、禁錮刑又は拘留刑の執行を受けている者。 |
| 66 | 受刑者等専用求人 | 矯正施設に収容されている受刑者や少年院在院者などを対象にした一般には非公開の求人のこと。 |
| 67 | 出院 | 退院又は仮退院など、適法な事由に基づいて収容を解除され、少年院を出ること。 |

| 用語 | | 説明 |
|------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 68 | 遵守事項（保護観察） | 保護観察に付されている者が、保護観察の期間中、遵守しなければならないいわゆる約束事。遵守事項には、全ての保護観察対象者が遵守すべき一般遵守事項と、保護観察対象者ごとに定める特別遵守事項の2種類があり、遵守しなかった場合は、仮釈放等が取り消される場合等がある。 |
| 69 | 少年院 | 家庭裁判所から、主に、保護処分として送致された者を収容し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う施設のこと。 |
| 70 | 少年鑑別所 | ①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置の決定が執られて収容している少年に対して、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと、を目的とする法務省所管の施設。③の業務に関しては「法務少年支援センター」の名称を使用している。 |
| 71 | 少年刑務所 | 主として、犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった26歳未満の受刑者を収容する刑事施設のこと。 |
| 72 | 職業指導 | 少年院において行われる矯正教育の内容の一つであり、在院者に対して、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために行う指導のこと。 |
| 73 | 触法少年 | 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年のこと。 |
| 74 | 初入者 | 受刑のために刑事施設に初めて入所した者及び少年矯正施設に初めて入所・入院した者のこと。 |
| 75 | 初犯者 | 犯罪により初めて検挙された者のこと。 |
| 76 | 自立準備ホーム | 保護観察所が、刑務所出所者等への宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が設置し、自立に向けた支援等を実施している。 |
| 77 | 生活環境の調整 | 刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住調整を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すもの。 |
| 78 | セーフティネット住宅 | 住宅確保要配慮者に対する支援制度である住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まないものとして登録した住宅のこと。 |
| 79 | 前科・前歴 | 一般的に、「前科」は、刑事裁判で有罪となり刑が確定した経歴、「前歴」は警察や検察などの捜査機関により被疑者として捜査の対象となった事実のこと。 |
| 80 | 専門的処遇プログラム | 特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対し、指導監督の一環として、保護観察官が心理学等の専門的知識に基づき実施するもの。専門的処遇プログラムには、性犯罪再犯防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムの4種類がある。 |
| 【た行】 | | |
| 81 | ダルク（DARC） | ドラッグ（薬物）、アディクション（嗜癖、病的依存）、リハビリテーション（回復）、センター（施設、建物）の頭文字を組み合わせた造語で、覚醒剤、危険ドラッグ、有機溶剤（シンナー等）、市販薬、その他の薬物から解放されるためのプログラムを行う民間の施設のこと。 |

| 用語 | | 説明 |
|----|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 82 | 地域援助(少年鑑別所) | 少年鑑別所が法に基づき「法務少年支援センター」の名称を用いて行う地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助業務のこと。地域住民の方々や、非行及び犯罪の防止に関する機関及び団体(司法、教育、福祉・保健、医療、更生保護、矯正施設)の求めに応じて、①情報の提供、②助言、③面接・心理検査等、④カウンセリング等、⑤研修・講演等の方法により非行・犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動を行い、対象者の年齢制限はない。 |
| 83 | 地域援助(保護観察所) | 地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うこと。 |
| 84 | 地域生活定着支援センター | 各都道府県に配置され、福祉による支援が必要な刑務所出所者等について矯正施設・保護観察所等と連携して福祉サービスに関する調整を行っている。また、公判段階で福祉的支援の必要性が認められた者について、保護観察所・検察庁と連携して入口支援を行っている。 |
| 85 | 地方更生保護委員会 | 法務省保護局の地方支分部局。各高等裁判所に対応して置かれ、仮釈放等の事務をつかさどる。また、保護観察所の事務の監督も行う。東北地方には、東北地方更生保護委員会がある。 |
| 86 | 懲役 | 刑事施設に拘置(収容)して所定の作業を行わせる刑罰のこと。 |
| 87 | 罪を犯した者 | 「犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)もしくは非行少年であった者」のこと。矯正施設に入所した者のほか、微罪処分、起訴猶予、執行猶予等になった者も含まれる。 |
| 88 | 出口支援 | 刑務所や少年院といった矯正施設を出所・出院する者に対する社会復帰支援のこと。 |
| 89 | 篤志(とくし)面接委員 | 矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対して、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアのこと。 |
| 90 | 特定少年 | 18歳及び19歳で犯罪行為をした者のこと。令和4年施行の改正少年法により、「特定少年」と定義され、引き続き少年法の適用対象となることは維持された上で、17歳以下の少年とは異なる取扱いをされることとなった。また、家庭裁判所の審判において、原則検察官送致となる事件の対象範囲が拡大したほか、少年院では、社会において「責任ある主体」としての役割を求められることを踏まえた矯正教育が実施されている。 |
| 91 | 特定生活指導 | 特定の事情を有する少年院在院者に対し実施される矯正教育プログラムのこと。①「被害者の視点を取り入れた教育」、②「薬物非行防止指導」、③「性非行防止指導」、④「暴力防止指導」、⑤「家族関係指導」、⑥「交友関係指導」、⑦「成年社会参画指導」の7種類がある。 |
| 92 | 特別調整 | 矯正施設及び保護観察所において、高齢者又は障がい者を有する者で、かつ、適当な帰宅先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするため、適当な帰宅先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について調整を行うもの。 |
| 93 | 特別法犯 | 刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等以外の罪を言い、条例・規則違反を含む。 |

| 用語 | | 説明 |
|------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【な行】 | | |
| 94 | 入所受刑者(新受刑者) | 裁判が確定し、その執行を受けるため、刑事施設に新たに入所するなどした受刑者のこと。 |
| 95 | 認知件数 | 犯罪について、被害の届出、告訴、告発、その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数のこと。 |
| 96 | 農福連携 | 農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。犯罪や非行をした者の立ち直りに向けた取組の推進へも広がりを見せている。 |
| 【は行】 | | |
| 97 | 罰金・科料 | 一万円以上(罰金)又は千円以上一万円未満(科料)の納付を科される刑罰のこと。「科料」は行政罰の「過料」と異なる。 |
| 98 | 被疑者・被告人 | 被疑者は、警察や検察などの捜査機関から犯罪の疑いをかけられ捜査の対象となっているが、まだ起訴されていない者。被告人は、捜査機関によって犯罪の疑いをかけられ、検察官から起訴された者のこと。 |
| 99 | 非行少年 | 犯罪少年(犯行時に14歳以上であった罪を犯した少年)、触法少年(14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年)、ぐ犯少年(保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年)の総称 |
| 100 | 微罪処分 | 検察官があらかじめ指定した軽微な犯罪で、20歳以上の者による事件について、警察が事件を検察官に送致しない手続を執ること。 |
| 101 | BBS会 | 「Big Brothers and Sisters Movement」の略。非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等を行う青年のボランティア団体のこと。 |
| 102 | 不起訴 | 検察官が行う終局処分のうち、公訴を提起しない(裁判所に対し訴えを起ささない)処分のこと。 主な不起訴処分の種類として、「訴訟条件を欠く場合」、「被疑事件が罪とならない場合」、「嫌疑なし」、「嫌疑不十分」、「起訴猶予」がある。 |
| 103 | 法務技官(心理) | 少年鑑別所、少年院、刑事施設で勤務する心理の専門職のこと。心理学などの専門的な知識・技術を生かし、科学的で冷静な視点と人間的な温かい視点とを持ちながら、非行や犯罪の原因を分析し、対象者の立ち直りに向けた処遇指針の提示やカウンセリング等を行っている。 |
| 104 | 法務教官 | 少年院、少年鑑別所、刑事施設で勤務する専門職員のこと。主に、少年院や少年鑑別所において、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰に向けた各種矯正教育や社会復帰支援、在所者に対する健全な育成に向けた支援を実施するなどし、少年の立ち直りと社会復帰に向けた支援等を行っている。 |
| 105 | 法務少年支援センター | 少年鑑別所が地域援助を行う際の別称である。詳細は「地域援助」を参照のこと。 |

| 用語 | | 説明 |
|------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 106 | 保護観察 | 罪を犯した人又は非行のある少年が、実社会でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うこと。少年院仮退院者、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者が対象となる。 |
| 107 | 保護観察官 | 心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、社会内において、保護司と協働して、犯罪をした人や非行のある少年に対する保護観察や生活環境の調整を実施するほか、犯罪予防活動、犯罪被害者等施策等に関する事務に従事する国家公務員のこと。 |
| 108 | 保護観察所 | 法務省保護局の地方支分部局。地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、①保護観察、②生活環境の調整、③更生緊急保護、④恩赦の上申、⑤犯罪予防活動、⑥精神保健観察、⑦犯罪被害者等施策等の事務を実施している。 |
| 109 | 保護司 | 犯罪をした人又は非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員のこと。保護観察の実施、帰住先の生活環境調整、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。 |
| 110 | 保護処分 | 家庭裁判所が非行少年に対して行う終局処分であり、少年の健全育成を目的とする性格の矯正と環境の調整等に関する教育的・福祉的な措置を内容とする。保護観察、少年院送致、児童自立支援施設等送致がある。 |
| 【ま行】 | | |
| 111 | 満期釈放 | 刑期を満了して釈放されること。 |
| 【や行】 | | |
| 112 | 薬物事犯者 | 麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法、覚醒剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に違反した者のこと。 |
| 【ら行】 | | |
| 113 | 領置金 | 受刑者等が、矯正施設等に入所・入院する際に所持してきた金銭や入所・入院中に外部の人から差し入れられた金銭のこと。その占有は、収容している矯正施設等が行う。 |
| 114 | 労役場留置 | 罰金・科料を完納できない場合に科される施設収容処分のこと。未納額相当の留置日数、刑事施設内に附置された労役場に留置され、指定された作業を行う。 |

※本記載は令和7年1月末時点のものであり、拘禁刑等施行後、変更される可能性があります。

保護司の手記

犯罪、非行が発生した場合、その行為に目が奪われてしまいがちですが、対象者の抱える「生きづらさ」にも目を向けていくことが、再犯防止にとっては大切なことです。

日頃から更生保護の最前線で活躍されている保護司の方々も、このことについては強く実感されています。保護司としての活動の中で、周囲の支えの必要性を実感された手記を掲載しますので御覧ください。

彼女は、初めて担当した少女であった。母親と義理の父、義祖母との4人暮らしだった。しかし、母親との縁が切れてしまい、義祖母を亡くしてからは、家出を繰り返し、友達の家を渡り歩き、夜は繁華街を出歩くようになり保護観察となった。

明るくニコニコとした可愛い少女だった。友達の事や義祖母の事を明るく話してくれた。ただ、母親のこととなると口をつぐんでしまった。彼女の心の痛みを感じずにはいられなかった。義父、義祖母は彼女をとて可愛がってくれたが、義祖母との別れから、家出を繰り返すようになったという。心配ではあったが、このまま見守ろうと思う面接の日々だった。

その後、結婚の報告があった。結婚式での彼女は晴れやかに光り輝いていた。幸せを祈らずにはいられなかった。

転居を機に担当は終わり、その後風の便りで、結婚生活がうまくいかなかったことを聞いた。それからはどこでどうしているか知る由もなく三十年近く経つが、未だに心の片隅から彼女が離れないでいる。

これまで多くの少年少女と相對してきたが、もしも母親との別れがなければ、と家族や周囲との絆の大切さを感じずにはいられない。

「初めての保護観察」

保護観察官から、少年院に入っている少年の担当について相談があった。届いた書類には、友人関係の不器用さや親への反抗、引きこもり・自傷行為等の記載があった。不安も大きかったが、会ってみたい、更生の役に立ちたいと思い引き受けた。

多くの課題を抱えた少年であり、少年院で、職員のほか、様々な専門分野の方々が出席するケース会議が開催され、保護観察官と一緒に参加した。一方、直接会った彼は、書類や会議の人物像とはかけ離れた、ごくごく普通の少年だった。

復学する学校との会議も実施し、仮退院当初は順調に見えたが、学校に行けない日が増えた。本人が話しやすいよう、面接の仕方を工夫して、初めて、抑うつ感がひどくなり、自傷行為が再開していることが分かった。通院し、体調不良と付き合いながら将来を見据えた生活に努め、私達は寄り添い続けた。

最後の面接は、誕生日の前日だった。笑顔で保護観察期間を振り返り、語り合った。

それから数年後、「お久しぶりです。このメール、届くでしょうか。」見覚えのないメールが届いた。メールには、正社員として働いていること、親と和解したこと、病気は完治していないが、うまく付き合っ社会生活を送っていることなどが綴られており、「今があるのは、保護司さんをはじめ皆さんの支えがあってこそだと思います。本当に感謝しています。今は生きていてよかったと思っています。」と締めくくられていた。私は何度も何度も読み返し、喜びと安ど感を胸いっぱい感じながら、言葉を選んで返信した。

「届いたメール」

対象者の立ち直りには息の長い支援が求められます。その過程では、保護司をはじめとしたボランティアや民間支援団体の職員等が、対象者の抱える「生きづらさ」に寄り添いながら、強い責任感や思いを持って活動に従事しています。

本県では対象者の背景にある課題に目を向けつつ、更生保護活動の最前線で活動される方に対する支援「支援者支援」にも目を向けた施策を検討してまいります。



保護司の面談風景（イメージ）

第二次宮城県再犯防止推進計画

令和7年3月発行

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県保健福祉部社会福祉課

電話 022-211-2516

第二次 宮城県 再犯防止 推進計画

 令和7年3月
宮城県

